

平成25年度 第1回

行政監査結果報告書

「清掃・リサイクル事業について」

板橋区監査委員

目 次

第 1	監査実施概要	1
I	監査テーマ	1
II	監査テーマ選定の趣旨	1
III	監査の着眼点	1
IV	監査対象	1
V	監査実施期間	2
VI	監査委員による聞き取り調査等	2
第 2	監査結果	3
I	現況と問題点	3
1	清掃・リサイクル施策の概況	3
2	廃棄物の発生抑制に関する事業の現況	1 1
3	リサイクルの推進に関する事業の現況	2 9
4	適正処理に関する事業の現況	5 1
II	検討・改善を求める事項	6 6
着眼点 1	事業は計画的・効果的に行われているか。	6 6
着眼点 2	経費は経済的・効率的に使われているか。	6 7
III	総括意見	6 8

第1 監査実施概要

I 監査テーマ

「清掃・リサイクル事業について」

II 監査テーマ選定の趣旨

区は、循環型都市「エコポリス板橋」の実現を基本理念として、生産、流通、消費などのすべての段階で廃棄物を減らしていく総合的な対策に取り組んでいる。事業の実施にあたっては、区、区民、事業者が連携、協力し、廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正処理の推進により、生活環境の保全を図っていく必要がある。

そこで、平成25年度第1回行政監査では、清掃・リサイクル事業について事業は計画的・効果的に行われているか、経費は経済的・効率的に使われているかなどの観点から検証を行った。

III 監査の着眼点

- 1 事業は計画的・効果的に行われているか。
- 2 経費は経済的・効率的に使われているか。

IV 監査対象

一般廃棄物施策及びリサイクルの推進に関する事業

なお、平成21年度に行政監査を実施した環境対策事業は対象から除外した。

(聞き取り調査対象課)

資源環境部 環境課、清掃リサイクル課、板橋東清掃事務所、
板橋西清掃事務所

V 監査実施期間

平成 25 年 5 月 31 日（金）～平成 25 年 11 月 18 日（月）

VI 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による対象課からの聞き取り調査及び現地監査は、平成 25 年 7 月 8 日（月）、12 日（金）及び 16 日（火）に行った。

第2 監査結果

I 現況と問題点

1 清掃・リサイクル施策の概況

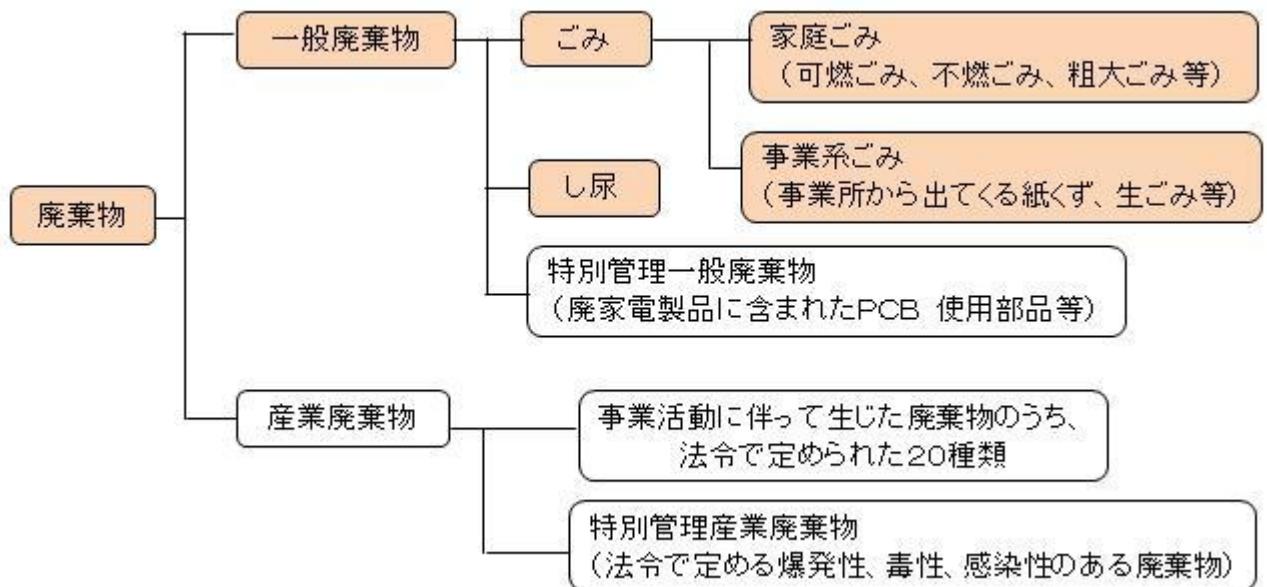
(1) 廃棄物施策の概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分している。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める 20 種類をいい、それ以外の廃棄物が一般廃棄物とされている。

区は、一般廃棄物の減量に関し、区民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に努め、事業実施にあたっては能率的な運営に努めなければならない。

廃棄物の区分は、図表 1 のとおりである。

図表 1 廃棄物の区分



※ 参考「平成 25 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（環境省）、
「東京の資源循環 2012」（東京都環境局）

(2) 区の責務と役割

平成 12 年 4 月 1 日、清掃事業の区移管に係る廃棄物処理法等の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行された。法施行以前は、東京都が特別区の区域におけるごみ収集・運搬、処理・処分を行っていたが、法改正に伴い、特別区は基礎的な地方自治体に位置付けられ、区民にとって身近な行政サービスの一つである清掃事業を各区が行うこととなった。

清掃事業における特別区と東京都の役割分担は、図表 2 のとおりである。

図表 2 清掃事業における特別区と東京都の役割分担

特別区		東京都
各区	東京二十三区清掃一部事務組合	
<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理基本計画の策定 ○ごみ、し尿の収集・運搬・中継 ○ごみの再利用、資源化の推進 ○分別収集計画の策定 ○容器包装廃棄物の分別収集の実施 ○大規模排出事業者等に対する排出指導 ○一般廃棄物処理業の許可及び指導 ○動物死体の処理 (飼い主等からの依頼分) ○浄化槽の設置の届出及び指導 ○浄化槽清掃業の許可及び指導 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理基本計画の策定 ○清掃工場等の整備・管理・運営(清掃工場運営協議会の運営、発電、余熱利用を含む) ○不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 ○し尿投入施設の整備・管理・運営 ○搬入調整 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の策定 ○最終処分場の設置・管理・運営 ○区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的支援 ○一般廃棄物処理施設の設置の許可・届出受理・指導 ○産業廃棄物に関する事務 など
東京二十三区清掃協議会		
○雇上車両関係事務(管理執行事務)など		

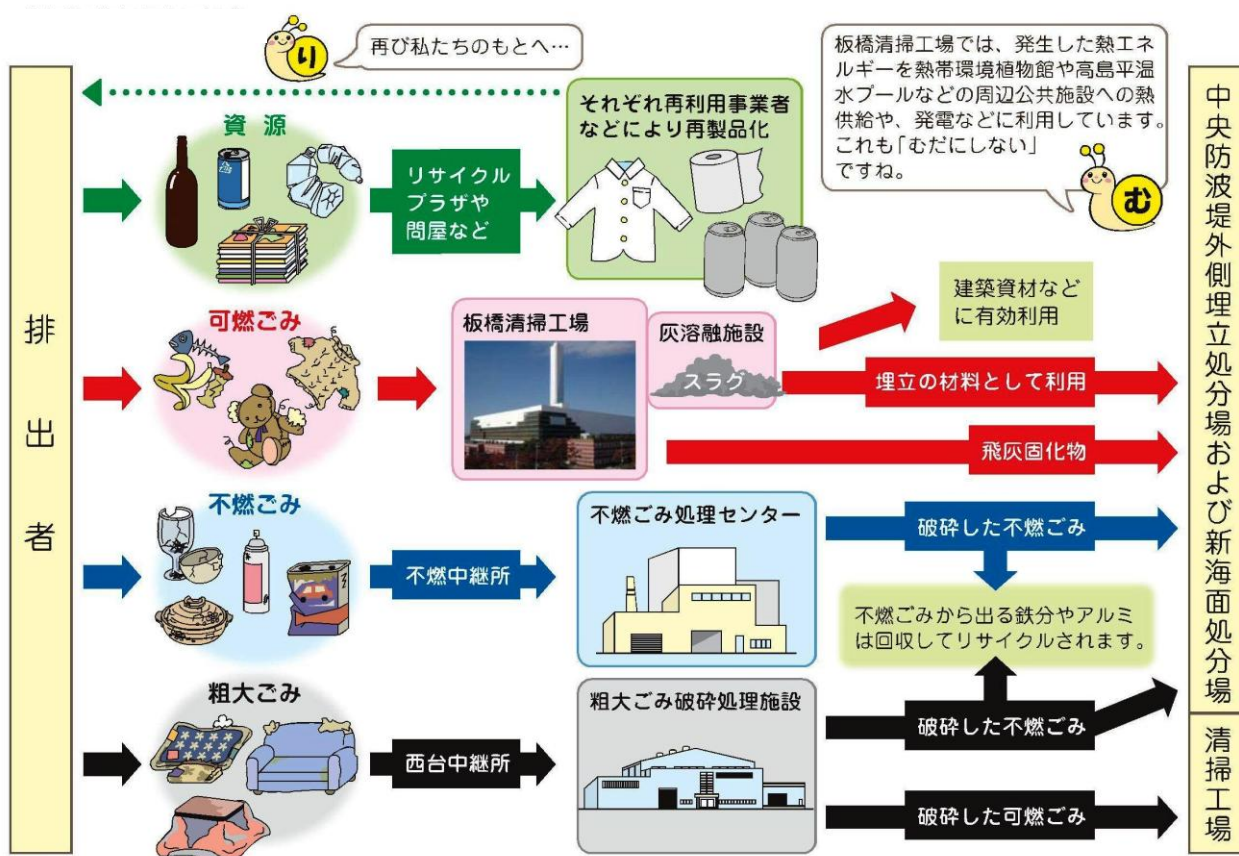
※ 参考「東京リサイクルハンドブック 2006」(東京都環境局)

区は、「東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」(以下、「廃棄物条例」という。)において「区長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な

処理を図らなければならない。」と基本的責務を定めている。

板橋区のごみと資源の流れは、図表3のとおりである。

図表3 板橋区のごみと資源の流れ



※ 参考「かたつむりのおやくそくハンドブック」(板橋区)

区は、家庭から排出される廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源に分別して収集している。確実に分別をすることで、再生資源として利用できるものは回収し、ごみの種類に応じた処理を行っている。

板橋区におけるごみ・資源の分別区分は、図表4のとおりである。

図表4 板橋区におけるごみ・資源の分別区分

分別区分	排出方法	主な品目	備考	
可燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くず、プラスチック類、革製品類、ゴム製品類、生理用品、たばこの吸殻、落ち葉、少量の植木剪定枝等		
不燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	金属類、ガラス類、陶磁器類、最大辺が概ね 30 cm未満の家電製品等		
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を貼付	家具、布団、各種電化製品、厨房用具類、自転車等、最大辺が概ね 30 cm以上のもの	家電リサイクル対象品目及びパソコンを除く	
資源	古紙	種類別に分けてしぼる	新聞（折込チラシ含む）、雑誌（書籍、ボール紙、菓子箱含む）、段ボール	
	びん	黄色の回収箱に入れる	ガラスの飲食料用びん	
	缶	青色の回収箱に入れる	飲食料用アルミ・スチール缶	
	ペットボトル	回収容器に入れる	ペットボトル	
	紙パック	拠点の専用容器に入れる	牛乳パック	内側にアルミ箔の貼っているもの、キャップがついているものは可燃ごみへ
	乾電池		マンガン電池、アルカリ電池	ボタン電池は買ったお店へ
	食品用トレイ		肉や魚等の容器として使用されている、皿状の発泡スチロール製食品用トレイ（プラマーク表示あり）	透明のトレイ・パックは可燃ごみへ
	ボトル容器（プラスチック製）		シャンプーやリンス、洗剤、食用油、ソース等の容器（プラマーク表示あり）	
	古布・古着	拠点（区内 8 か所）の回収袋に入れる	衣類、タオル	清掃リサイクル課、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所、リサイクルプラザ、エコポリスセンター、熱帯環境植物館、桜川地域センター、赤塚支所で回収
廃食用油	拠点（区内 8 か所）の回収箱に入れる	天ぷら油・サラダ油等の食用油		

※ 参考「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」（板橋区）

清掃リサイクル課は、清掃・リサイクル事業に関する要綱・要領等¹（以下、「要綱文等」という。）の制定や改廃に関する事務を行っている。今回の監査で提出された要綱文等を確認したところ、目的や役割を終え、廃止が妥当なもの、所属の名称変更や施設の廃止があったにも関わらず、改正されていないもの、事務処理の変更と改正時期が一致していない要綱文等があった。

要綱文等は、条例や規則のような正規の法規ではないが、定められた基準や手順が実際の事務処理となるので、改正されずに放置しておくことは適切ではない。

要綱文等は、事務処理の見直しや事務改善とあわせて改廃を行う必要がある。清掃リサイクル課は、今まで以上に関係部署と意見交換等を通じて連携を図り、円滑に事務処理を進めるために、要綱文等の見直しを行われたい。

（3）廃棄物に関する計画

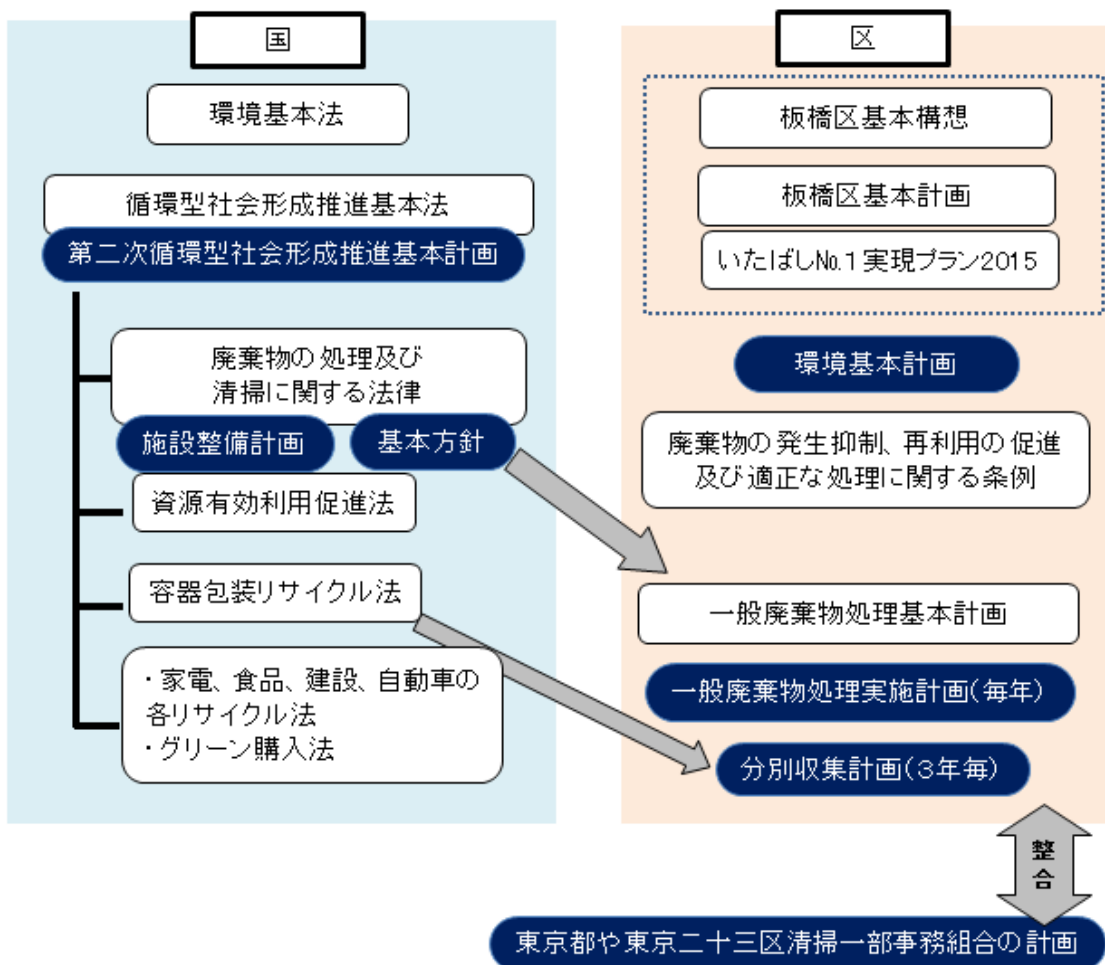
区は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならない。

計画策定にあたっては、区の基本構想、基本計画、環境基本計画等との整合を保ち、ごみの処理及び処分を行う東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画との整合を図る必要がある。

国の法体系と区や東京都等の計画の位置付けは、図表5のとおりである。

¹ 「いわゆる要綱文等の制定等に係る取扱基準の制定について（通知）」（昭和51年1月10日付板総発第7号）によると、「主として反覆継続することが予測される事務の処理について、そのよるべき基準又は手順をあらかじめ定めるための文書の作成に用いる文をいうものとする。」と要綱文等を定義している。

図表5 国の法体系と区や東京都等の計画の位置付け



※ 参考「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」（板橋区）

① 板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）

「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」（以下、「一般廃棄物処理基本計画」という。）は、区における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間で、「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」及び「環境基本計画」の目標年次であった平成27年度を中間目標年次と定めている。

「一般廃棄物処理基本計画」には、トレイ・ボトル類を集積所収集の分別対象品目に追加するなど、8項目の重点施策を掲げ、総排出量の削減率、ごみの減量率、リサイクル率の数値目標を設定している。

具体的には、中間目標年次である平成 27 年度までに、総排出量の削減率を平成 16 年度比 17.1%、ごみ減量率を平成 16 年度比 23.9%、リサイクル率 25%と定めた。清掃リサイクル課では、プラスチックや雑がみの資源化及び事業系ごみ減量の推進により、数値目標は達成できると考えている。

平成 24 年度実績では、総排出量の削減率は平成 16 年度比 12.1%、ごみ減量率は平成 16 年度比 12.1%、リサイクル率は 17.8%であった。目標数値の達成に向けて、区民、事業者に対する意識啓発に努め、ごみ減量及びリサイクル率向上に向けた事業の実施に取り組まれない。

ごみ減量・資源化の数値目標値への取組状況については、図表 6 のとおりである。

図表 6 ごみ減量・資源化の数値目標値への取組状況

区 分	平成 16 年度	平成 24 年度	平成 27 年度 (中間目標)	平成 33 年度 (最終目標)
総排出量	197,672t	173,681t	163,861t	150,527t
総排出量の 削減率 (平成 16 年度比)	基準年度	12.1%	17.1%	23.8%
ごみ量	163,475t	143,621t	124,323t	110,262t
ごみ減量率 (平成 16 年度比)	基準年度	12.1%	23.9%	32.6%
総資源化量	35,361t	30,987t	41,066t	41,682t
リサイクル率	17.9%	17.8%	25%	28%

※ 総排出量 = ごみ量(可燃・不燃・粗大・持込) + 資源回収量(行政回収・
集団回収・商店街リサイクル・オフィスリサイクル)

※ ごみ減量率(%) = (基準年度ごみ量 - 当該年度ごみ量) ÷ 基準年度ごみ
量 × 100

※ リサイクル率(%) = 総資源化量(回収した資源から^{ざんさ}残渣²等を取り除いた
資源化量と、不燃ごみ及び粗大ごみを収集した後に
資源として回収した中間処理後資源化量の合計量) ÷
総排出量 × 100

² 溶解・濾過などのあとに残った不溶物のこと。

② 板橋区一般廃棄物処理実施計画

「板橋区一般廃棄物処理実施計画」（以下、「実施計画」という。）は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、年度ごとに策定されている。

区は、一般廃棄物の排出状況、処理主体、収集計画等を明確にし、「実施計画」に基づき、収集、運搬及び処分を行わなければならない。

区内の家庭や事業所から排出されるごみの組成についてのデータを取りまとめた「平成 24 年度ごみ排出実態調査等報告書」（以下、「ごみ排出実態調査報告書」という。）、区の廃棄物施策等に対して区民・事業者の意向を調査した「平成 24 年度区民・事業者アンケート調査報告書」（以下、「区民・事業者アンケート調査報告書」という。）を「実施計画」等の基礎資料としている。

③ 板橋区分別収集計画

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）では、区は容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたっては、5 年を一期とする分別収集計画を策定することとされており、当該計画は 3 年毎に見直すこととされている。

「板橋区分別収集計画」は、平成 23 年 4 月を始期としており、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装（食品用トレイ・ボトル）を対象としている。

2 廃棄物の発生抑制に関する事業の現況

(1) 減量キャンペーン

区では、平成 23 年 4 月から 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の考え方を更に発展、拡大させた「かたつむりのおやくそく」を合言葉に「板橋かたつむり運動」を展開している。

「かたつむりのおやくそく」とは、「かたづけじょうず」、「たいせつにつかう」、「つかいきる」、「むだにしない」、「りさいくる」の頭文字から板橋西清掃事務所の職員が発案し、現場の問題意識を言葉に表したものである。

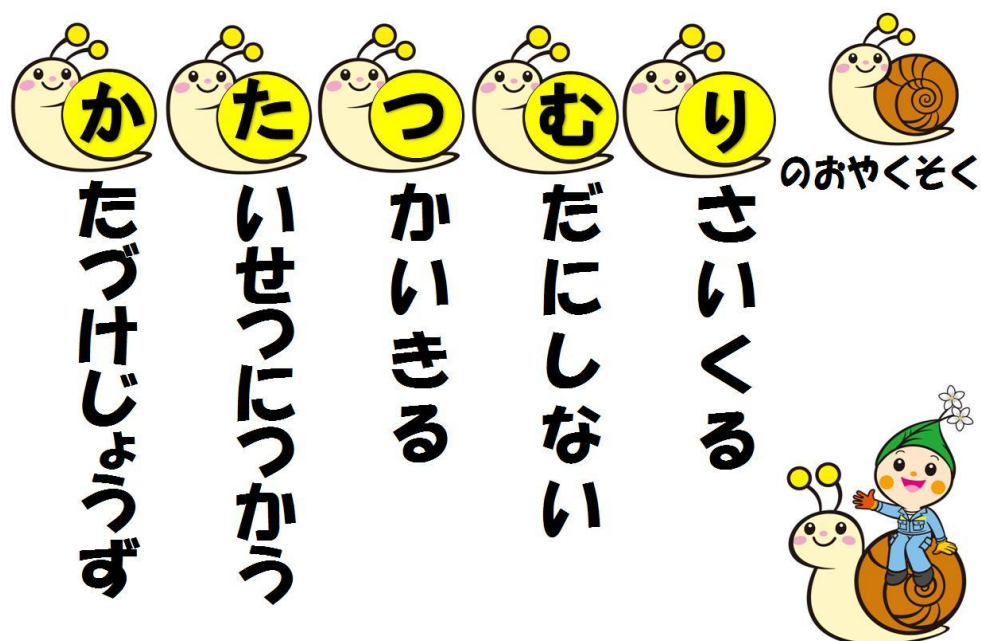
区民や事業者一人ひとりの行動の積み重ねが大切であり、共通認識のもと、目標を達成することが重要である。区民や事業者が「板橋かたつむり運動」を実践することにより、ものを大切に使い、使い終わったものでもまた使えるようにしていくことにつながり、環境負荷の少ない循環型社会を作っていくことが可能となる。

「区民・事業者アンケート調査報告書」によると、「板橋かたつむり運動の名称も内容も知らない」との回答割合は、86.6%であった。年代別では、30 歳代 96.0%、20 歳代 100.0%と年代が若いほど、名称も内容も知らないという結果であった。

清掃リサイクル課は、「板橋かたつむり運動」の認知度が低かった要因を分析し、区民の認知目標を設定するなど、3 R の実践が区民生活に浸透するよう、効果的な周知方法を検討されたい。

区の観光キャラクター「りんりんちゃん」とごみ減量キャラクター「かたつむりん」を組み合わせたイラスト「かたつむりのおやくそく」は、図表 7 のとおりである。

図表7 「かたつむりのおやくそく」



※ 板橋区ホームページより

① 区民対象啓発事業

清掃リサイクル課では、ごみの分別方法や区が行っているリサイクルの取組等について、冊子等による周知や区民まつり等の各種イベントで普及啓発を行っている。

ア 冊子等の配付

「かたつむりのおやくそくハンドブック」は、平成23年度まで作成していた冊子「ごみ・リサイクルハンドブック」と、チラシ「資源とごみの分け方・出し方」を統合したA4判20頁の冊子である。平成24年度に36万5千部を作成し、平成25年1月15日から全戸及び全事業所にポスティング委託により28万9千234部を配付した。

「かたつむりのおやくそくハンドブック」は、図表8のとおりである。

図表 8 「かたつむりのおやくそくハンドブック」



※ 板橋区ホームページより

小学校4年生を対象に、社会科学習の参考として、ごみ減量・リサイクル啓発冊子「みんなで守ろう。かたつむりのおやくそくブック」を4千2百部作成し、区内小学校に校長会等を通じて配付した。

また、小学校1年生に対しては、リーフレット「かたつむりのおやくそく～ごみをへらすあいことば～」を4千部作成し、児童が平仮名を習得した後の二学期以降に配付した。

イ 各種イベント

区民まつりや農業まつり等の会場で、ごみの分別等に関するクイズ「かたつむりのおやくそくクイズ」、歌と踊りによる「かたつむりのおやくそく」のPR、清掃車両と一緒に写真を撮るサービス等を行っている。

また、町会連合会各支部等からの依頼を受けて、地区まつりや桜ま

つりに出展し、「かたつむりのおやくそく」のPRとして分別クイズやパズルなどを行っている。平成24年度に実施した6地区は、平成22年度に実施を依頼された地区と同じであった。依頼に基づく実施ではあるが、ごみ減量にあたっては区民からの協力は不可欠であることから、地区に偏りなく実施するよう、清掃リサイクル課から主催者側に事業の趣旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行われたい。

② 出前講座

ア 小学校出前講座（環境学習講座）

ごみやリサイクルに関する正しい知識を習得させ、学校内だけでなく家庭においても、ごみ減量に率先して取り組む意識を醸成することを目的に、小学校4年生を対象とした講座を実施している。

板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所及び清掃リサイクル課職員が講師となり申込のあった小学校に出向いて、資源とごみの分別クイズやスケルトン清掃車³の説明・積込体験を行っている。清掃リサイクル課によると、より効果的に実施するために、講座の様子を録画記録し、講座内容を改善するなどの工夫をしているという。

過去3年間の参加校（62校）の状況を見ると、小学校53校のうち未実施の小学校が17校（32.1%）、3年間連続で実施した小学校が7校（13.2%）であった。実施期間は6月1日から9月30日までの夏休み期間を除く週2回となっており、実施できる学校数が限られているため、申込は先着順で実施校を決定している。

小学校学習指導要領によると、第3学年及び第4学年においては、廃棄物の処理について考えることを掲げている。学校の授業として取り上げられることで、更に詳しく廃棄物の処理に関することを、児童が学ぶことができる貴重な機会となる。教育委員会事務局と連携し、

³ 清掃車両の仕組みをわかりやすく説明するために、清掃車両の側面を切り抜いて中を見えるようにした環境学習車のこと。

多くの小学校が出前講座を利用できるよう工夫されたい。

平成 22～24 年度における小学校実施校数及び参加者数の推移は、
図表 9 のとおりである。

図表 9 小学校実施校数及び参加者数の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施校数	25 校	19 校	18 校
参加者数	1,901 名	1,468 名	1,295 名

イ 幼稚園・保育園出前講座（環境学習講座）

幼稚園及び保育園に対しても、小学校と同様に環境学習講座を実施している。平成 24 年度の実施期間は、11 月 1 日から翌年 3 月 8 日まで（12 月 15 日から 1 月 31 日までを除く。）の週 2 回であった。実施できる回数が限られているため、申込は先着順で決定している。園児向けに「かたつむりのおやくそく」をテーマにした寸劇やスケルトン清掃車の説明・積込体験等を行っている。

実施園から提出された報告書では、保護者も参加した園もあり、ごみに対する意識が変わったと好意的な意見が多かった。出前講座実施にあたっては、できるだけ多くの園で、偏りが生じないように計画的に実施されたい。

平成 22～24 年度における幼稚園・保育園実施園数及び参加者数の推移は、図表 10 のとおりである。

図表 10 幼稚園・保育園実施園数及び参加者数の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施園数		23 園	21 園	23 園
内 訳	幼稚園	0 園	3 園	2 園
	保育園	23 園	18 園	21 園
参加者数		2,076 名	2,020 名	2,296 名
内 訳	幼稚園	0 名	500 名	191 名
	保育園	2,076 名	1,520 名	2,105 名

ウ ごみ減量・リサイクル出前講座

町会・自治会など区民のグループに対し、ごみの減量・リサイクルの普及をテーマとし、申込制により出前講座や講師派遣などを無料で行っている。

平成 22～24 年度におけるごみ減量・リサイクル出前講座の実施回数及び参加者数の推移は、図表 11 のとおりである。

図表 11 ごみ減量・リサイクル出前講座の実施回数及び参加者数の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施回数	2 回	5 回	2 回
参加者数	95 名	205 名	76 名

③ リサイクル推進事業者（愛称「いたばしエコ・ショップ」）

区は、区内において、ごみの減量や再生商品の販売その他リサイクルの推進等、環境に配慮した事業活動を積極的に努めている事業者をリサイクル推進事業者（以下、「いたばしエコ・ショップ」という。）として認定している。認定期間は、平成 24 年 12 月から平成 26 年 11

月までの最長2年間である。

いたばしエコ・ショップに認定された事業者は、認定書とステッカーの発行、区ホームページ等での紹介、いたばしエコ・ショップの図表示をチラシ等に印刷できるといった特典を受けることができる。

「いたばしエコ・ショップ認定店」のステッカーは、図表12のとおりである。

図表12 「いたばしエコ・ショップ認定店」のステッカー



※ 板橋区ホームページより

いたばしエコ・ショップ認定店舗数は、平成22年度118店舗、平成24年度は102店舗あり、16店舗減少している。

清掃リサイクル課では、認定店舗数の減少傾向について、事業者が認定されたことによって得られるメリットが明確ではないこと、区内小売事業所数の減少が要因であるとしている。

類似の事業を実施している他区では、顕著な取組を実施している店舗の表彰や、環境事業と連動させたポイント制度等を行い、制度の充実を図っている。

生産や流通段階における環境への配慮を促すためにも、いたばしエコ・ショップ制度が区民生活に定着することは重要である。清掃リサイクル課においても、事業者が認定店舗になることのメリットを明らかにし、区民の利用を促す取組について検討されたい。

平成 22～24 年度におけるいたばしエコ・ショップ認定店舗数の推移は、図表 13 のとおりである。

図表 13 いたばしエコ・ショップ認定店舗数の推移（単位：店舗）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
店舗数	118	113	102

（２）区施設から排出された廃棄物処理（区施設減量化）

清掃リサイクル課では、区の出先施設⁴ から排出される廃棄物を総合的に管理し、効率的な収集を行うため、廃棄物処理委託に関する事務を行っている。廃棄物等の総量は、対象とする施設数の減少に伴い、排出量も減少している。

平成 22～24 年度の対象施設における廃棄物量等の推移は、図表 14 のとおりである。

⁴ 本庁舎、仮庁舎（MSビル）、情報処理センター、小・中学校、区立幼稚園及び指定管理者制度導入施設は除く。

図表 14 対象施設における廃棄物量等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
対象施設数		126 か所	125 か所	121 か所
可燃ごみ		244, 144. 0 kg	245, 015. 0 kg	239, 686. 5 kg
不燃ごみ		45, 534. 5 kg	44, 454. 5 kg	39, 252. 5 kg
資 源	古紙	85, 770. 0 kg	90, 280. 0 kg	77, 560. 0 kg
	びん	1, 640. 0 kg	1, 770. 0 kg	1, 680. 0 kg
	缶	2, 770. 0 kg	1, 960. 0 kg	1, 690. 0 kg
	ペットボトル	1, 690. 0 kg	1, 790. 0 kg	1, 770. 0 kg
蛍光管		6, 968 本	5, 385 本	4, 499 本
歳入決算額(古紙)		896, 312 円	1, 204, 763 円	847, 870 円
歳出決算額		11, 715, 271 円	11, 623, 586 円	11, 052, 321 円

※ びん、缶、ペットボトルは、再資源化処理量を計上している。

清掃リサイクル課では、対象施設に対し、年1回説明会の実施や「廃棄物だより」等により、ごみ減量やリサイクルについての周知を行っているとしている。また、民間事業者と同様に、床面積1,000㎡以上の施設については、大規模建築物に対する排出指導の対象として、再利用計画書の提出を義務付けている。分別の徹底などを通じて、区が事業系ごみ排出事業者の模範となるようにごみ減量に取り組む必要がある。

他自治体では、本庁舎で職員が出す個人的なごみの持ち帰りを義務化し、ごみ処理費用の削減と同時に、地域全体のリサイクル推進の象徴とすることを目的として取り組んでいるところもある。

本庁舎における廃棄物の処理については、施設管理担当部庁舎管理・建設課が所管している。所管課では、廃棄物処理事業を効率的・効果的に実施するために、紙ごみは可燃ごみではなく、古紙としてリサイクル

すること、びん・缶、ペットボトルは購入場所の回収容器に返却するよう、周知しているという。特に、ペットボトルについては、購入場所への返却を徹底しているため、回収に伴う経費は発生していない。

「一般廃棄物処理基本計画」では、区の率先行動計画として、庁舎内から発生する生ごみのリサイクル推進が示されているものの、未実施なので対策を検討していく必要がある、としている。

清掃リサイクル課には、清掃・リサイクル事業の総合的な施策の企画及び調整を担い、大規模排出事業者の排出指導を所管していることから、大規模排出事業者である区施設のごみ減量に積極的にかかわることが求められる。

平成 22～24 年度の本庁舎（仮庁舎を含む）における廃棄物量等の推移は、図表 15 のとおりである。

図表 15 本庁舎（仮庁舎を含む）における廃棄物量等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
対象課数		56 課	51 課	53 課
可燃ごみ		22,126.9 kg	12,958.4 kg	16,277.0 kg
不燃ごみ		18,782.0 kg	13,801.4 kg	8,259.7 kg
資 源	古紙	131,520.0 kg	99,120.0 kg	93,380.0 kg
	びん	280.0 kg	210.0 kg	240.0 kg
	缶	750.0 kg	700.0 kg	400.0 kg
蛍光管		910 kg	-	860 kg
歳入決算額（古紙）		1,877,983 円	1,907,878 円	1,291,153 円
歳出決算額		1,526,938 円	1,104,190 円	1,003,319 円

※ 蛍光管は、隔年度処分している。

※ 歳入決算額（古紙）は、情報処理センター分を含む。

区立小・中学校における廃棄物の処理については、教育委員会事務局

学務課が所管している。平成 24 年度に排出された廃棄物等の構成は、可燃ごみの割合が 72.2%、資源が 19.3%、不燃ごみが 8.5%であった。可燃ごみの 5 割弱を占める生ごみについては、再生事業場で処理され、区の指定する肥料生産事業者に引き渡している。処理された生ごみと有機肥料を混合し、たい肥「いたばし有機“みのり”」として販売されている。

区立小・中学校における学校給食の残さいの再生利用を区の清掃・リサイクル事業の一環として位置付けていることから、平成 14 年 1 月に資源環境部から教育委員会事務局に対して、食品循環資源の再生利用を依頼している。

平成 22～24 年度の小・中学校における廃棄物量等の推移は、図表 16 のとおりである。

図表 16 小・中学校における廃棄物量等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
対象学校数		76 校	76 校	76 校
可燃ごみ (内、生ごみ)		1,103,312.4 kg (516,200.2 kg)	1,091,684.2 kg (485,577.8 kg)	1,121,294.3 kg (517,011.9 kg)
不燃ごみ		140,412.3 kg	131,605.1 kg	132,289.6 kg
資 源	古紙	278,999.0 kg	282,813.0 kg	284,841.0 kg
	びん	2,596.1 kg	2,329.0 kg	2,305.6 kg
	缶	14,666.8 kg	12,434.8 kg	12,896.8 kg
	ペットボトル	280 kg	360 kg	350 kg
蛍光管		2,770 本	2,196 本	3,143 本
歳入決算額(古紙)		1,825,502 円	3,483,931 円	2,865,839 円
歳出決算額		37,881,726 円	39,428,340 円	44,799,761 円

(3) 一般普及啓発

① リサイクル推進員の役割と活動

「板橋区リサイクル推進員設置要綱」に基づき、区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に理解と熱意を有する区民のうちから町会長・自治会長等が推薦した者に、リサイクル推進員を委嘱している。リサイクル推進員は、清掃及びリサイクルに関する情報の発信及び伝達に関すること、資源及びごみの排出方法、収集日及び集積所の清潔保持の啓発に関することなどを担っている。リサイクル推進員の任期は2年間で、今期は平成24年4月1日から委嘱している。リサイクル推進員の再任は可能で、平成25年4月9日現在、571名のうち、76.5%の437名が2期以上務めている。

平成22～24年度におけるリサイクル推進員の推移は、図表17のとおりである。

図表17 リサイクル推進員の推移 (単位：名)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録者数	553	551	568

※ 各年度4月1日現在

リサイクル推進員に対しては、リサイクルリーダーとしての資質向上を目的に、区主催の研修会とリサイクルプラザ主催の講習会を研修として実施している。これらの研修は、リサイクル推進員としての役割を再認識し、「かたつむりのおやくそく」の普及啓発やリサイクルプラザの施設や事業を周知する機会としている。

平成24年度における区主催研修会の出席率は45.7%、リサイクルプラザ主催の講習会の出席率は31.7%であった。

平成22～24年度における区主催研修会及びリサイクルプラザ主催講習会における出席者数等の推移は、図表18のとおりである。

図表 18 区主催研修会及びリサイクルプラザ主催講習会における出席者数等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
区	実施回数	18 回	6 回	7 回
	出席者数	231 名	236 名	261 名
	出席率	41.8%	42.8%	45.7%
リ プ サ イ ク ル プラザ	実施回数	6 回	6 回	4 回
	出席者数	96 名	160 名	181 名
	出席率	17.4%	29.0%	31.7%

※ 出席率＝出席者数÷登録者数×100

※ 平成 24 年度出席率は、登録者数 571 名（平成 24 年 8 月 1 日現在）から算出した。

② 廃ガラスリサイクル（ワインブロック）

区は平成 9 年に、緑や青などに着色された輸入ワインびん等を活用して、廃ガラスリサイクル舗装の試験施工を行い、平成 11 年 1 月には、官民協働の「板橋区廃ガラスリサイクル開発プロジェクトチーム」⁵ を組織して活動してきた。その取組として、平成 11 年に廃ガラスを利用したインターロッキングブロックを開発、平成 14 年には「ワインブロック」として商標登録した。

清掃リサイクル課によると、ワインブロックは通常のインターロッキングブロックよりも 2 割程度高いため、民間企業による利用は少ないという。また、平成 22 年度には茶色ワインブロックに剥離が見られたため、平成 24 年度から改良したワインブロックの経過観察を行っている。

⁵ 平成 15 年 1 月に「板橋区ガラスリサイクルプロジェクトチーム」と改称され、平成 22 年 12 月解散した。

(4) エコポリスセンターにおける啓発事業

エコポリスセンターは、「エコポリス板橋」の実現を目指して、環境教育・環境学習、環境情報発信の拠点施設として、平成7年4月に設置され、平成24年度から指定管理者が管理運営業務を行っている。

施設の維持管理及び各種事業については、区が承認した事業計画に基づき、指定管理者が管理運営を行っている。事業計画によると、各種事業の周知にあたっては、テーマに即して、どのようなターゲット層へ情報を届け、行動を喚起したいのか、戦略を立て、表現、メディア、タイミングを選別し、行うとしている。

清掃、3Rに関する啓発事業の周知方法は、主としてエコポリスセンターのホームページ及びエコポリスセンターニュース「エコポ」により行っている。

また、フェイスブックやツイッターを活用した広報活動も展開している。

エコポリスセンターで実施している清掃、3Rに関する啓発事業は、図表19のとおりである。

図表 19 清掃、3Rに関する啓発事業

事業名	概要	対象者
総合学習対応 (出前等講座)	「板橋区環境教育ハンドブック」に記載されているプログラムや要望に応じた講座を実施する環境学習支援事業	幼稚園、保育園、 小・中学校
地域エコロジー講座		区内団体、事業者、 大学等
板橋エコロジー講座	エコポリスセンターが、テーマ等を設定し、館内で実施する環境事業	区内在住、在勤、 在学
環境ミニ教室	エコポリスセンターの見学者向けに実施する予約制のプログラム事業	見学者（予約制）
リサイクル ワークショップ	手芸・工芸を中心としたリサイクル講座	区内在住、在勤、 在学
エコポ祭り (フリーマーケット)	エコポリスセンター館内で実施する、区民出店、参加によるフリーマーケット	出店者：区内在住 参加：どなたでも
生活用品再生事業 (現代のいかけやさん)	傘や鍋の修理、包丁やまな板の再生など、生活用品の再生利用を促進する事業	区内在住、在勤、 在学
エコ工作教室	小学校の夏休み期間に、捨ててしまえば、ごみになってしまう資源を材料とした工作教室	区内在住、在学 (小学校2年生から 中学生まで)

① 各種講座

総合学習対応（出前等講座）の実績をみると、幼稚園からの申込はなく、小・中学校からの申込も少ない。

児童・生徒が、ごみの分別ルールやごみを減らす工夫を学び、体験によって感じたことを家族と共有することが大切である。身近な問題としてごみを考え、3Rに対する意識を醸成する機会であることから、申込が少ない要因を把握されたい。

平成 22～24 年度の各種講座における参加者数及び実施回数の推移は、図表 20 のとおりである。

図表 20 各種講座における参加者数及び実施回数の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総合学習対応 (出前等講座)		618名(11回)	555名(10回)	1,161名(18回)
内 訳	保育園	326名(6回)	260名(5回)	458名(12回)
	小学校	292名(5回)	123名(3回)	290名(4回)
	中学校	0名(0回)	172名(2回)	93名(1回)
	高等学校	0名(0回)	0名(0回)	320名(1回)
地域エコロジー講座		348名(10回)	322名(8回)	284名(6回)
環境ミニ教室		68名(4回)	71名(4回)	348名(6回)
エコ工作教室		541名(34回)	347名(22回)	605名(38回)

※ 清掃、3Rに関する啓発講座のみ抽出している。

リサイクルワークショップは、着物を再利用して洋服やバッグ、端切れを利用したパッチワークなどの裁縫に関する講座が多い。平成 24 年 4 月から 12 月に実施したリサイクルワークショップ参加者のアンケート結果をみると、2 回以上参加したことがあると回答した割合は、82.0%とリピート率の高い講座である。

また、4 月に実施した「衿付き半袖オーバーブラウス」では、定員 20 名のところ、72 名の応募があるなど、定員を超える応募がある企画も多い。

しかし、平成 24 年度の男性参加者数は、988 名中 3 名で、参加者に占める男性の割合は、0.3%であった。環境課によると、平成 23 年度以前の参加者名簿等が保管されていないため、男性参加者数を把握することはできないが、男性の参加者は例年数名程度とのことである。

同種の講座を行っているリサイクルプラザの参加者状況をみると、裂き織りぞうりや襖の張替えの講座には男性も参加している。

リサイクルワークショップは、女性参加者のリピーターに支持され

ている事業である。包丁研ぎの講座や簡易な修理方法を取り上げた講座など、男性も受講しやすい企画を検討されたい。

平成 22～24 年度のリサイクルワークショップにおける実施回数等の推移は、図表 21 のとおりである。

図表 21 リサイクルワークショップにおける実施回数等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施回数	48 回	48 回	50 回
応募者数	1,920 名	2,381 名	1,134 名
受講者数	950 名	928 名	988 名

② フリーマーケット

指定管理者の自主事業であるエコポ祭り（フリーマーケット）は、循環型社会及び 3R の啓発と実践の場として、定期的で開催している。

館内地下ホールを会場とし、出店費用は、1 区画（1.5×1.8 m²）500 円である。出店希望者は往復はがきで申込みをし、応募者多数の場合は抽選により出店者を決定している。

平成 22～24 年度におけるエコポ祭り（フリーマーケット）出店者数等の推移は、図表 22 のとおりである。

図表 22 エコポ祭り（フリーマーケット）出店者数等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施回数	4 回	4 回	5 回
応募者数	-	440 名	450 名
出店者数	138 名	138 名	239 名
来場者数	-	4,554 名	4,627 名

※ 平成 22 年度の応募者数及び来場者数は把握していない。

③ 修理、再生事業

生活用品再生事業（現代のいかけやさん）の収入実績は、平成 22 年度 74 万 6 千 550 円から平成 24 年度 99 万 800 円と、24 万 4 千 250 円（32.7%）の増であった。

環境課によると、利用件数の増加要因について分析は行ってはいないが、施設近隣の住民が増え、地域に浸透してきたことが増収につながったと捉えている。

平成 22～24 年度における生活用品再生事業（現代のいかけやさん）利用件数等の推移は、図表 23 のとおりである。

図表 23 生活用品再生事業（現代のいかけやさん）利用件数等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用件数	2,880 件	2,735 件	3,110 件
収入金額	746,550 円	727,700 円	990,800 円

エコポリスセンターでは、リサイクルプラザ、熱帯環境植物館、教育科学館の 4 館を循環する無料送迎バスを土・日曜日、祝日及び区立小・中学校の夏休み期間に運行している。夏休み期間には、4 館でスタンプラリー事業を行っている。現在、4 館は指定管理者により運営されており、事業の調整は指定管理者間で行われている。

平成 22～24 年度におけるスタンプラリー参加者数等の推移は、図表 24 のとおりである。

図表 24 スタンプラリー参加者数等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
参加者数	467 名	209 名	212 名
台紙配布枚数	4,001 枚	3,593 枚	4,727 枚

※ 参加者数とは、全館をまわったスタンプラリー終了者数をいう。

※ 平成 23 年度からスタンプラリーのコースにリサイクルプラザが追加された。

3 リサイクルの推進に関する事業の現況

(1) 集団回収事業

集団回収事業とは、区民が10世帯以上集まって団体を作り、家庭から出る古紙（新聞、雑誌等）や古布などの資源を、日時を決めて、区に登録している資源回収事業者に引き渡す自主的な回収活動である。

区は、「東京都板橋区資源の集団回収事業に係る支援要綱」に基づき、集団回収を支援するため、実施団体の登録制度を設け、用具等の貸与、回収量に応じた報奨金の支給及び回収事業者への報奨金支給などを行っている。

① 登録団体に対する支援

区は、登録団体に対して資源回収量に応じた団体報奨金を年2回支給するほか、前年度回収実績があった登録団体に消耗品購入費として9千円の団体活動助成金を年1回支給している。

また、資源の回収を通じ、ごみの減量及び資源の有効活用に貢献した登録団体に対し、町の功労者に対する感謝状の贈呈式にあわせて、感謝状の贈呈を行っている。

平成22年度実施団体814団体から平成24年度836団体と活動団体数は伸びているにもかかわらず、新聞や雑誌の購読の減少に伴い、総回収量は17,183tから15,868tと1,315t（7.7%）減少している。

平成22～24年度における集団回収登録団体数等の推移については、図表25のとおりである。

図表 25 集団回収登録団体数等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
登録団体数 (うち実施団体数)		882 団体 (814 団体)	829 団体 (819 団体)	843 団体 (836 団体)
資源回収量		17, 182, 868. 0 kg	16, 339, 790. 0 kg	15, 868, 079. 2 kg
内 訳	紙類	16, 711, 754. 0 kg	15, 822, 340. 0 kg	15, 374, 584. 0 kg
	古布	317, 193. 0 kg	366, 618. 0 kg	341, 943. 0 kg
	金属類	153, 393. 0 kg	150, 625. 0 kg	151, 465. 0 kg
	びん類	528. 0 kg	207. 0 kg	87. 2 kg
団体報奨金		88, 724, 650 円	99, 718, 830 円	88, 865, 546 円
団体活動助成金		7, 173, 000 円	7, 326, 000 円	7, 371, 000 円

※ 実施団体数とは、団体活動助成金の支給団体数をいう。

清掃リサイクル課では、集団回収のメリットとして、ごみの減量、地域コミュニティの活性化、収集に係るコスト削減の効果があるとしている。

平成 24 年度における特別区での集団回収量の実績（清掃リサイクル課調べ）によると、板橋区の集団回収量は、紙類の回収量については中野区に次いで 2 番目、布類については 4 番目に回収量が多かった。

中野区では、平成 19 年 4 月から古紙の行政回収を廃止し、古紙類はすべて集団回収で回収している。板橋区内においても、古紙の行政回収を停止している地域もある。区民による身近なリサイクル活動として、区は一層集団回収の支援を進めていく必要がある。

平成 24 年度における行政回収と集団回収の古紙回収量と割合については、図表 26 のとおりである。

図表 26 行政回収と集団回収の古紙回収量と割合

回収総量 20, 185t	行政回収 4, 810t (23. 8%)	集団回収 15, 375t (76. 2%)
------------------	--------------------------	---------------------------

② 登録回収事業者に対する支援

区は、登録団体から資源を回収した登録事業者に対して、資源回収の実績に応じ、予算の範囲内で報奨金を支給している。報奨金の対象となる回収品目は、新聞、雑誌、段ボール、紙パックその他古紙、布類である。報奨金を算出するための回収量は、事業者が提出する業務報告書と登録団体から提出される実績報告書を照合し、確定している。

平成 22～24 年度における集団回収事業者に対する報奨金の推移については、図表 27 のとおりである。

図表 27 集団回収事業者に対する報奨金の推移 (単位：円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業者報奨金	2,349,012	0	6,392,677

※ 平成 23 年度は古紙相場との差額が生じなかったため、支給していない。

(2) 生ごみリサイクル推進の支援

「ごみ排出実態調査報告書」によると、集積所から排出された可燃ごみの組成比率は、厨芥類^{ちゅうかい}が 27.4%、紙類 25.1%、プラスチック類 15.1%であった。家庭から出される可燃ごみの 3 割弱を生ごみが占めており、生ごみの重量のうち 8 割弱は水分であると言われている。生ごみの水分を減らすことは、悪臭防止効果があるだけでなく、重量が減ることで収集車の運搬効率の向上や生ごみ焼却時に費やすエネルギーを減らすこともできる。

「一般廃棄物処理基本計画」では、生ごみの減量・資源化施策の推進を重点施策の一つとして位置付け、家庭内での生ごみの水切り行動等を推進するとしている。

① 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

家庭から排出される生ごみの減量及びリサイクルの推進を図るた

め、家庭用生ごみ処理機又はコンポスト容器の購入に必要な経費の一部を助成している。

助成金の交付額は、申請1件について、処理機等購入経費（消費税を含む。）の2分の1（百円未満切捨て。）を限度とし、9千円を超えない額としている。

家庭用生ごみ処理機等購入費助成の交付を受けることができる要件は、図表28のとおりである。

図表28 家庭用生ごみ処理機等購入費助成の交付を受けることができる要件

(1) 申請時において板橋区内に1年以上住所を有する者であること。
(2) これから処理機等を購入する者であること。
(3) 板橋区内に処理機等を設置し、適切な維持管理ができること。
(4) 購入予定の処理機等がディスポージャー式でないこと。
(5) 申請者及び申請者の属する世帯の者が、申請年度を含む5年以内に助成金の交付を受けていないこと。

※ 平成25年度から、「特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと」が要件に追加された。

清掃リサイクル課では、平成24年3月から12月までの期間に助成金の交付を受けた者に対して、家庭用生ごみ処理機等使用アンケート調査を実施している。助成金交付対象者23名のうち20名の回答があった。処理機等を毎日使用していると回答した人数が12名、処理する生ごみの量が700g以上と回答した人数が12名、生ごみを有機肥料として全て使用していると回答した人数が11名、処理機等を継続的に使用すると回答した人数が17名であった。

使用した感想の欄には、有機肥料が多く出来るので、区で回収し、区民農園等での活用を求める意見もあった。

ここ数年における助成件数は、伸びていない状況である。

清掃リサイクル課では、助成金額が低いこと、生ごみをたい肥に

するための手間が面倒であること、たい肥の活用方法が限定されていることなどを理由としている。

平成 22～24 年度における家庭用生ごみ処理機等購入費助成件数等の推移は、図表 29 のとおりである。

図表 29 家庭用生ごみ処理機等購入費助成件数等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
助成件数		23 件	25 件	30 件
内 訳	家庭用生ごみ処理機	14 件	8 件	9 件
	コンポスト容器	9 件	17 件	21 件
助成金額		156,300 円	137,700 円	168,100 円

② 地域コンポスト事業

地域コンポスト事業は、地域・コミュニティ等と連携して生ごみをリサイクルする取組として、公共施設にコンポスト容器を設置し、リサイクル推進員を中心に、区民の自主的なリサイクル活動を促進することを目的として、平成 21 年度から実施している。

平成 21～24 年度における地域コンポスト設置状況は、図表 30 のとおりである。

図表 30 地域コンポスト設置状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
設置箇所数	1 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所
設置地区	富士見	仲町、舟渡	下赤塚、成増、志村坂上	高島平、徳丸、中台

平成 24 年度においては、平成 25 年 2 月 19 日に高島平ふれあい館、平成 25 年 2 月 22 日に徳丸ふれあい館の敷地内に設置し、設置日と同日に地区のリサイクル推進員に対して、利用方法等の講習会を実施した。平成 25 年 3 月 28 日に西台三丁目集会所の敷地内に設置し、講習会は翌年度（4 月 23 日）に行った。

地域コンポスト事業は、「いたばし未来創造プラン」の計画事業に位置付けられている。地域との協働による生ごみの減量を進めるにあたっては、計画的な事業執行を適切に行う必要がある。

この事業については、リサイクル推進員と地域住民が継続的な生ごみの減量に取り組めるよう、コンポストの使用状況の確認、指導・助言を特命随意契約により年間委託している。

地域コンポスト運営にかかわる指導・助言委託報告書によると、平成 23 年度までに設置した地域コンポストの使用状況について、設置時に行った講習会以降、生ごみの投入参加者がいない地区、設置している施設職員の協力によりたい肥づくりを行っている地区、数名のリサイクル推進員の協力で支えられている地区があることを平成 24 年度末に報告している。

本来の目的である、リサイクル推進員が地域住民とともに継続的な生ごみの減量活動に取り組む状況には至っていない。

地域コンポストの設置にあたっては、一部のリサイクル推進員の協力で頼るだけでなく、地域住民の協力を得て継続することが可能な、地域の実情に即した事業を展開できるよう、工夫されたい。

③ 生ごみからたい肥づくり講習会

生ごみからたい肥づくり講習会は、家庭から排出される生ごみの減量及びリサイクルの推進を図ることを目的として、区内在住、在勤、在学者を対象に、平成 20 年度から実施している。

平成 22～24 年度におけるたい肥づくり講習会の実施回数及び参加

者数の推移は、図表 31 のとおりである。

図表 31 たい肥づくり講習会の実施回数及び参加者数の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施回数	5 回	6 回	6 回
参加者数	133 名	115 名	42 名

平成 24 年度は、各回定員 30 名で 6 回実施し、参加者総数は 42 名であった。講習会を効果的に行うため、開催時期を花苗の植替え時期にあわせて、春と秋に行っている。

参加者に対しては、講習会終了 2、3 か月後のたい肥づくりへの取組状況や生ごみ排出量等の効果を把握するため、アンケート調査を行っており、平成 24 年度の回答者数は 15 名であった。

平成 24 年度の参加状況をみると、第 4 回、第 5 回に実施した参加者数は定員 30 名のところ 3 名であった。

講習会の実施曜日、時間帯、会場など、参加者が少ない要因を分析し、より多くの参加者が見込めるよう工夫されたい。

例えば、開催時期や対象者を見直して、夏休みの時期に親子を対象とする講習会の開催や区民農園利用者を対象とするなど、他部署と連携した事業などを検討されたい。

平成 24 年度におけるたい肥づくり講習会の参加状況等は、図表 32 のとおりである。

図表 32 たい肥づくり講習会の参加状況等

(単位：名)

回	実施年月日	実施場所	参加者数	回答者数
1	平成 24 年 5 月 18 日 (金)	グリーンホール	12	5
2	平成 24 年 5 月 23 日 (水)	常盤台地域センター	8	1
3	平成 24 年 5 月 30 日 (水)	高島平区民館	10	4
4	平成 24 年 9 月 10 日 (月)	仲町地域センター	3	0
5	平成 24 年 9 月 20 日 (木)	富士見地域センター	3	0
6	平成 24 年 9 月 28 日 (金)	グリーンホール	6	5

※ いずれも、実施時間は 14 時から 16 時、定員 30 名である。

※ 回答者数とは、講習会終了 2、3 か月後に実施したアンケート調査に協力した人数である。

(3) 資源回収

資源を回収する方法には、品目によって集団回収のほかに、集積所回収、スーパーマーケットなどの店頭回収や地域センター等の公共施設の回収拠点に設置している回収箱から収集している拠点回収がある。

清掃リサイクル課では、集積所回収は区民にとって身近な排出場所で利便性はあるが、排出日や時間帯が限られているとしている。一方、店頭回収や拠点回収は排出場所が限定されるが、回収箱が常時設置されており、いつでも排出できる利便性があるとしている。

廃食用油及び古布類の回収は、区職員が回収拠点の場所から回収し、一時保管場所まで運搬を行い、事業者引き渡している。それ以外の資源については、特命随意契約又は指名競争入札により作業員付の民間車両を雇上げ、区が指示する資源化施設等に運搬され、委託により資源化を行っている。

古紙、びん・缶、ペットボトル等の回収は、区内全域であることから配車実績があり、人員と車両を確保することが可能であることを理由として東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部と契約している。また、古紙、びん・缶の回収については、区内に資源化施設を保有し、区内の地

域事情に精通していることを理由として板橋区資源リサイクル事業協同組合とも契約している。

平成 18 年度以降、資源と粗大ごみの収集運搬に関する契約については、各区による契約とすることが可能となった。

しかし、当分の間、関係者間で調整の上、「雇上会社若しくは雇上会社で構成する団体」と契約することが特別区、東京都及び一般社団法人東京都環境保全協会との間で確認書として交わされている。確認書は清掃事業を実施していくにあたり、雇上会社がこれまで清掃事業に果たしてきた役割や実績、歴史的な沿革については、今後とも十分に理解し、尊重していくことを基本としている。

清掃事業の特別区移管時には、特別区と東京都との間で、区移管後一定の期間経過後、見直しの必要が生じた場合には関係者との間で協議することなどを覚書として締結している。

清掃事業移管から 10 年以上にわたり、特命随意契約が継続することにより、競争原理が働かないなどの弊害が発生することも考えられる。今後、区は、契約の競争性及び公平性を確保するため、契約方法について検討していく必要がある。

資源回収の流れについては図表 33 のとおりである。

図表 33 資源回収の流れ



※ 参考「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」（板橋区）

- ※ 網掛箇所は、区が運搬、中間処理、再資源化を行っている表示である。
- ※ 区集… 区民や事業者が、集積所に資源を排出し、区が回収すること。
- ※ 拠点回収… 区民が、地域センターや保育園等の公共施設に区が設置した専用容器に資源を排出し、区が回収すること。
- ※ 集団回収… 10世帯以上の区民が自主的に団体を作り、回収の日時や場所を決めて、定期的に古紙（新聞・雑誌・ダンボール）等の資源を集めて、回収業者に引き渡すこと。
- ※ 店頭回収… スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の店舗が設置したペットボトル回収の専用容器に店舗利用者が資源を排出し、区が回収すること。

区は、平成3年4月から乾電池と紙パックの拠点回収を始め、平成11年10月からは「ごみ減量のための東京ルールを考える懇談会」（東京都）の提言に基づき、びん・缶、古紙の資源回収方法を変更して実施している。平成19年10月には、区内全域の集積所でのペットボトル回収及び食品用トレイ・ボトル容器、平成23年度からは廃食用油及び古布類の拠点回収を開始した。

他区においては、容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装や製品プラスチックの集積所回収を実施するなど、資源回収の品目数を拡大し、区民の協力のもと、リサイクルに取り組んでいる。

「一般廃棄物処理基本計画」によると、最終的には更なるごみ減量、リサイクル率の向上及び地球温暖化対策に資する二酸化炭素削減に向けて、プラスチック製容器包装全体を分別収集することを目指すとしている。

実施にあたっては、区民の理解と協力を得ることとあわせて、リサイクルに要する経費と環境負荷の低減への貢献等の効果を比較・検討することが大切である。適正なコスト負担のもとに、リサイクルに取り組まれない。

また、平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、平成26年1月から家庭で不用となった9品目の小型電子機器等⁶の拠点回収を開始するとしている。

平成24年度における資源回収処理量は11,018 tで、歳出決算額は8億1千3百万円、歳入決算額は2億5千8百万円であった。

平成24年度における資源回収に係る経費等の状況は、図表34のとおりである。

⁶ 携帯電話、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電卓、ポータブルカーナビ、電子辞書、ACアダプター及びコード類。

図表 34 資源回収に係る経費等の状況

種 別	処理量	歳入決算額	歳出決算額	差引額
古 紙	4,779,525 kg	37,310,065 円	144,088,633 円	△106,778,568 円
内 訳	新聞	1,365,315 kg	11,495,758 円	-
	雑誌	1,521,787 kg	10,367,172 円	-
	段ボール	1,892,423 kg	15,447,135 円	-
びん・缶	4,960,784 kg	116,624,244 円	284,639,189 円	△168,014,945 円
内 訳	アルミ缶	789,230 kg	89,170,920 円	-
	スチール缶	896,740 kg	23,667,090 円	-
	リターナブル びん	313,204 kg	836,628 円	-
	カレット (白・茶)	2,951,910 kg	2,825,076 円	-
	資源回収箱	9,700 kg	124,530 円	-
ペットボトル	1,007,860 kg	102,767,990 円	335,271,216 円	△232,503,226 円
トレイ・ボトル	17,960 kg	-	38,123,309 円	△38,123,309 円
乾電池	66,403 kg	-		
紙パック	55,310 kg	-		
廃食用油	2,369 kg	-		
古布・古着	50,210 kg	389,599 円	58,254 円	331,345 円
区施設古紙	77,560 kg	847,870 円	11,052,321 円	△10,204,451 円
合 計	11,017,981 kg	257,939,768 円	813,232,922 円	△555,293,154 円

※ 歳入決算額には雑入を計上し、歳出決算額には需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を計上している。

※ ペットボトルには、容器包装リサイクル法に基づく、有償入札拠出金（48,030,155 円）及び再商品化合理化拠出金（894,740 円）を含む。

※ トレイ・ボトル、乾電池、紙パック、廃食用油の売却は行っていない。

① 古紙回収（集積所回収）

区は、区民が集積所に排出した新聞紙、雑誌、段ボールなどの古紙回収業務を特命随意契約により東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部及び板橋区資源リサイクル事業協同組合に委託し、板橋区資源リサイクル事業協同組合に特命随意契約により資源化業務を委託し、資源化した古紙の売却を行っている。

「一般廃棄物処理基本計画」では、雑がみの資源化を進めていくとしている。紙類は、集積所から排出された可燃ごみの組成比率の4分の1を占めている。雑がみ回収にあたっては、区民にわかりやすく、取り組みやすい分別排出方法の導入及び周知が必要である。

清掃リサイクル課では、全戸配付した「かたつむりのおやくそくハンドブック」により、^{きんきひん}禁忌品⁷の周知と適正排出物の回収量向上を図るとしている。分別や排出方法については、外国人に対しても行っており、「かたつむりのおやくそくハンドブック」のほかに、外国語版のチラシ配付や文化・国際交流課が外国人に対して実施している日本語教室の清掃特別講座により周知しているとしている。

例えば、自治体によりごみの分別ルールが異なることから、大学生活を始める学生に対してオリエンテーションを実施するなど、資源回収に限らず、外国人、単身者等、対象者を絞った啓発事業を効果的に行われたい。

古紙の持ち去り行為による回収量の減少を抑えるため、持ち去り防止パトロールや管轄警察署への持ち去り車両の情報提供を行っている。清掃リサイクル課では、廃棄物条例には罰則規定を設けていないため、被害届が出せないとしている。持ち去りに伴う被害額については正確な把握は難しいが、社団法人東京都リサイクル事業協会が推計した持ち去り量から試算すると、平成23年度は行政回収分

⁷ 古紙を再生するに当たり、古紙原料として混入を避けるべきもののこと。

では 970 万円程度、集団回収分では 2,590 万円程度が持ち去られた額と推計している。

他自治体においては、古紙の不正持ち去りを防ぐため、衛星利用測位システム（GPS）を使った追跡調査を行い、持ち去った事業者と買い取った問屋を特定し、古紙事業者組合等の協力を得て、問屋に不正事業者からの古紙を受け入れないように指導を行っている。区においても、他自治体の持ち去り防止事例を検証し、対策を講じられたい。

平成 22～24 年度における古紙回収量等の推移は、図表 35 のとおりである。

図表 35 古紙回収量等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
回収量 (資源化量)	5,585 t (5,539 t)	5,025 t (4,993 t)	4,810 t (4,780 t)
歳入決算額	42,691,085 円	43,282,836 円	37,310,065 円
歳出決算額	140,589,310 円	144,479,773 円	144,088,633 円

② びん・缶回収（集積所回収）

区は、びん・缶の回収業務を特命随意契約により東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部及び板橋区資源リサイクル事業協同組合に委託するとともに、指名競争入札により区内事業者と契約を締結している。

売却にあたっては、スプレー缶を含むアルミ缶及びスチール缶は、四半期ごとに入札により事業者引き渡している。びんは、無色・茶色以外のカレットは容器包装リサイクル協会に引き渡しており、リターナブルびん、無色・茶色のカレット、資源回収箱は、特命随意契約によりそれぞれ売却している。

無色・茶色のカレット売却は、既に解散した「板橋区廃ガラスリ

「サイクル開発プロジェクトチーム」のメンバーであることを理由に、業者指定・特命随意契約をしているが、複数事業者による競争が可能であったと思われる。また、資源回収箱の売却については事業者が限られることを理由に業者指定・特命随意契約をしているが、複数事業者による競争が可能であったと思われる。

事業者を選定するにあたっては、選定の理由、選定経過等をより明確にし、契約の公正性、経済性、適正履行を確保されたい。

平成 22～24 年度におけるびん・缶回収量等の推移は、図表 36 のとおりである。

図表 36 びん・缶回収量等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
回収量		6,768 t	6,796 t	6,651 t
内 訳	びん	4,725 t	4,777 t	4,724 t
	缶	2,043 t	2,019 t	1,927 t
歳入決算額		134,357,813 円	134,038,390 円	116,624,244 円
歳出決算額		285,539,611 円	287,252,454 円	284,639,189 円

③ ペットボトル回収（集積所回収、店頭回収）

区のペットボトル回収は、東京都清掃事業の区移管に伴い引継いだ店頭回収（約 230 か所）及び集積所回収により収集している。

回収業務は特命随意契約により東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部に委託し、中間処理は特命随意契約により板橋区資源リサイクル事業協同組合に委託している。加工されたペットボトルは、四半期ごとに入札により決定する事業者及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容器包装リサイクル協会」という。）に引き渡している。

容器包装リサイクル法では、区、事業者、消費者が連携して、社

会全体として再商品化の合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、効率化が図られた場合は、その成果を事業者から区に支払うことが規定されている。具体的には、再商品化に実際にかかった費用が想定額を下回った場合に、差額の1/2に相当する金額が事業者から区に配分される。抛出金の配分は、品質等に応じて按分される。区の平成24年度ペットボトル品質は、再商品化に差し支えないAランクの判定（150点/150点満点）であった。区は、資源について異物を減らすなどして再商品化に適した状態を保つため、区民に正しく分別して排出するよう、引き続き啓発に努められたい。

「区民・事業者アンケート調査報告書」によると、ペットボトルは区の資源回収に出しているとの回答割合が77.1%、店頭回収の回答割合は6.4%であった。平成24年度における回収量の内訳は、集積所による回収量が2,000t（89.4%）、店頭回収量が237t（10.6%）であった。

店頭回収のあり方については、平成24年3月に特別区清掃リサイクル主管課長会において、平成27年2月に店頭回収を廃止することが了承された。

平成22～24年度におけるペットボトル回収量等の推移は、図表37のとおりである。

図表37 ペットボトル回収量等の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
回収量 (資源化量)	2,128 t (1,905 t)	2,287 t (2,074 t)	2,237 t (2,070 t)
歳入決算額	78,928,091 円	134,456,849 円	102,767,990 円
歳出決算額	326,504,997 円	337,601,229 円	335,271,216 円

④ 拠点回収

区は、地域センター等の公共施設を中心に、食品用トレイ及びボ

トル容器（93 か所）、使用済乾電池（311 か所）、紙パック（284 か所）、廃食用油及び古布類（8 か所）を再利用するための回収箱を設置している。

区民が回収箱に排出したボトル容器の回収業務は特命随意契約により東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部に委託し、板橋区資源リサイクル事業協同組合に特命随意契約により資源化を委託している。食品用トレイ、乾電池及び紙パックの回収業務は指名競争入札により区内事業者と契約を締結している。

使用済乾電池の資源化委託では、輸送コスト削減などを理由に平成 24 年度まで特命随意契約を行っていた。平成 25 年度からは指名競争入札を行ったところ、1 kg 当たり 16.8 円の削減となった。

「区民・事業者アンケート調査報告書」によると、ボトルは 66.2%、トレイは 56.3%が区の可燃ごみ収集に出しているとの回答割合であった。「一般廃棄物処理基本計画」では、トレイ・ボトル類の資源化量を数値目標に盛り込んでおり、より一層の資源化の推進が必要である。拠点回収とあわせて、半数以上の区民が排出している集積所による収集を行うなど、数値目標達成に向けた取組を進められたい。

平成 22 年度の試行実施から平成 23 年度には 6 か所、平成 24 年度には 8 か所において、廃食用油及び古布・古着の拠点回収を行っている。廃食用油及び古布類の回収は清掃リサイクル課及び東西清掃事務所職員が一時保管場所に運搬を行っている。

廃食用油は、民間事業者と協定を締結し、無料で引き渡している。

古布類は、区内事業者に買取り事業者がなかったことなどを理由として、特命随意契約により板橋区資源リサイクル事業協同組合と年 2 回売却契約を締結している。古布類については、拠点回収場所の増設に伴い、回収量も増加している。他区においては、衣替えの時期にあわせて、臨時の回収場所を設けるなど、区民生活に密着した収集を行っている。区においても、他区の事例を踏まえた拠点回

収の実施を検討されたい。

平成 22～24 年度における拠点回収での回収量等の推移は、図表 38 のとおりである。

図表 38 拠点回収での回収量等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
回収量		146,029 kg	194,390 kg	192,252 kg
内 訳	トレイ	8,490 kg	8,570 kg	8,450 kg
	ボトル	11,470 kg	10,060 kg	9,510 kg
	乾電池	59,647 kg	70,874 kg	66,403 kg
	紙パック	60,620 kg	59,240 kg	55,310 kg
	廃食用油	648 kg	2,161 kg	2,369 kg
	古布類	5,154 kg	43,485 kg	50,210 kg
歳入決算額		27,057 円	228,293 円	389,599 円
歳出決算額		38,600,155 円	39,186,828 円	38,181,563 円

※ 平成 22 年度の廃食用油及び古布類は、区民まつり等イベントでの試行回収実績。

(4) リサイクルプラザ

板橋区立リサイクルプラザは、資源の有効利用に関する区民の意識を啓発し、知識や経験の普及を図り、資源循環型社会の形成に寄与することを目的として、旧資源化センターを改築して設置され、平成 18 年 1 月 27 日に開館した。

ごみ・リサイクルに関する情報を提供するプラザゾーンと、区内で回収されたびん、缶を資源として再生できるように選別・圧縮を行う処理ゾーンの 2 つの施設から構成されている。

① プラザゾーン

プラザゾーンは、地下 1 階にシャワー・ロッカー室、1 階に図書

閲覧コーナー、2階にリサイクル（再生）品展示コーナー、3階に処理ゾーンの見学通路、屋上には野鳥観察コーナー等が設けられている。

リサイクルプラザは、開館当初から指定管理者による管理運営が行われている。

平成22～24年度におけるリサイクルプラザの入館者数等の推移は、図表39のとおりである。

図表 39 リサイクルプラザの入館者数等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入館者数	18,095 名	20,387 名	21,369 名
開館日数	356 日	352 日	356 日
1 日当たり の入館者数	51 名	58 名	60 名

平成24年度にリサイクルプラザで行った企画展や自主事業等は、リサイクルプラザを知ってもらうための体験講座、リユース・リサイクルに関心を持ってもらうイベントや企画展示、講座講習会を体系的に企画し、実施した。

平成22～24年度における体験講座等への参加者数等の推移は、図表40のとおりである。

図表 40 体験講座等への参加者数等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施回数	26 回	27 回	26 回
応募者数	643 名	676 名	480 名
参加者数	424 名	520 名	422 名

「区民・事業者アンケート調査報告書」によると、区の清掃・リサイクル施策として知っているものとして、リサイクルプラザは26.8%の回答割合であった。

体験講座等参加者からのアンケート集計結果をみると、内容評価で「大変良い」(65.3%)と「良い」(26.5%)の回答割合は、9割以上と満足度が高い。また、2回以上の参加者が49.5%と半数を占めており、入館者数も増加している。各種講座の開催についても、無料送迎バスの運行にあわせて実施するなど工夫しているが、リサイクルプラザの認知度の上昇には必ずしも結びついていない。

同アンケート集計結果の要望欄等には、交通アクセスが不便であることに対する意見とあわせて、広報いたばしでのPR不足に対する意見が寄せられていた。

例えば、荒川河川敷の利用者に対して施設を知ってもらうために、イベント行事にあわせた企画事業を行うなど、日ごろリサイクルプラザを利用しない区民を対象とした企画を検討されたい。

区民にリサイクルプラザを知ってもらい、区のリサイクル推進を担う拠点施設として認知度を高めるように、今まで以上に広報活動を工夫されたい。

2階リサイクル(再生)品展示コーナーでは、区内の家庭より、家具等の大型生活不用品の回収を受付・展示し、購入希望者に提供している。毎月50点を展示し、月末に抽選を行っている。区ホームページでは、「今月のリサイクル商品」とあわせて、申込状況を掲載している。

平成22～24年度における家具等再生品販売点数等の推移は、図表41のとおりである。

図表 41 家具等再生品販売点数等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
販売点数	437 点	419 点	511 点
販売金額	781,000 円	688,700 円	765,000 円

平成 23 年度から東日本大震災等の被災者に対しては、展示している家具等を無償で貸与し、配送料は区が負担している。

平成 23、24 年度における被災者に対する家具貸与点数及び配送料の推移は、図表 42 のとおりである。

図表 42 被災者に対する家具貸与点数及び配送料の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
家具貸与点数	150 点	20 点
配送料	151,200 円	99,886 円

② 処理ゾーン（中間処理）

処理ゾーンは、区が資源回収事業により回収したびん・缶の受け入れを行う資源化処理施設である。

施設の管理運営については、板橋区資源リサイクル事業協同組合に特命随意契約で委託している。処理ゾーンでは、搬入されたびん・缶を作業指示書に基づき、選別、圧縮、カレット化等の作業により資源化し、保管管理等を行っている。

仕様書では、障がい者の雇用の促進等に関する法令等を遵守し、業務の遂行にあたっては、施設及び作業内容等の諸事情を勘案の上、区内在住の障がい者の雇用について、可能な限り配慮することを明記している。現地監査当日も、びん類を選別する作業に、知的障がい者が従事していた。清掃リサイクル課によると、平成 25 年 10 月

現在、区内在住の知的障がい者6名が雇用されている。

平成22～24年度における資源化施設運営経費の推移は、図表43のとおりである。

図表43 資源化施設運営経費の推移 (単位：円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳出決算額	157,117,214	149,254,441	158,840,566

4 適正処理に関する事業の現況

(1) 排出に関する指導

① ふれあい指導

区は、区民や事業者との対話を中心とした、きめ細かなふれあいを大切にした適正排出指導を行っている。

ふれあい指導の目的は、区が資源循環型社会の形成を目指して、区と区民、事業者とのパートナーシップに基づき、ごみの減量や集積所の美化、リサイクルの推進を図ることである。ふれあい指導は、東西清掃事務所職員が行っている。未分別などのルールが守られていないごみは調査を行い、排出者の特定ができた時には、直接事情を聴取している。正しいごみの分け方や出し方を説明し、協力を求めている。

間違ったごみの分別や少しならば大丈夫といった軽い気持ちのルール違反が、収集担当者の怪我や火傷、車両の損傷、ひいては処理場内での爆発という大事故につながることもある。平成24年度中の公務災害は7件、車両火災は1件発生している。作業中の怪我や事故の発生を抑制するためにも、引き続きふれあい指導に努められたい。

平成22～24年度におけるふれあい指導件数の推移は、図表44のとおりである。

図表44 ふれあい指導件数の推移 (単位：件)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
板橋東清掃事務所	23,390	20,395	20,833
板橋西清掃事務所	15,963	19,974	17,588
合 計	39,353	40,369	38,421

他自治体では、集積所又は集合住宅の保管場所の管理において、環境の美化やごみの減量、資源化等に積極的に取り組む区民などの表彰を行っている。区においても、集積所におけるごみの出し方ルールや集積所の維持管理が適正な集積所を模範集積所として認定し、良い取組に対しては表彰するなど、優良な集積所を増やす取組を検討されたい。

② 大規模建築物排出指導

区は、廃棄物条例に基づき、事業用途に供する部分の床面積 1,000 m²以上の建築物を事業用大規模建築物とし、所有者に対しては、廃棄物管理責任者選任届及び再利用計画書の提出を義務付けている。

1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物については管轄の清掃事務所、3,000 m²以上の建築物については清掃リサイクル課が、記載内容等の審査、必要な助言及び指導を行っている。また、廃棄物条例第 73 条に基づく立入検査は、前回実施した検査の評価段階等により実施している。

平成 22～24 年度における廃棄物管理責任者数等の推移は、図表 45 のとおりである。

図表 45 廃棄物管理責任者数等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
責任者数	687 名	700 名	694 名
再利用計画書提出 件数	615 件	620 件	622 件
指導件数 (立入調査)	217 件	208 件	178 件

他区では、事業用大規模建築物所有者等感謝状贈呈制度により、事業者に対して感謝状の贈呈を行っている。表彰にあたっては、行

政が訪問調査を実施した事業者の中から、顕著な取組により、ごみの発生抑制・リサイクル・適正処理に成果をあげている、他の事業者の模範となる事業者を選定している。そのほかにも、高いリサイクル率を達成するなどの顕著な実績をあげ、他者に誇れる模範的な取組を行っている事業者等の表彰を行っている。

事業系ごみの減量・資源化を図るため、他区と同様に、区においても区内事業者への立入指導などの際に先進的な取組事例の活用を検討されたい。

(2) 廃棄物収集

区は、区民が集積所に排出する可燃ごみ及び不燃ごみを地域ごとに曜日を決めて収集している。収集業務は年末12月31日まで行っており、年末までごみが出せるという安心感は、区民サービス向上の効果が大きい。年末の収集業務は、板橋区のほかに2区が全域実施している。

平成22～24年度における集積所数の推移は、図表46のとおりである。

図表 46 集積所数の推移

(単位：か所)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
板橋東清掃事務所	11,780	12,125	12,480
板橋西清掃事務所	7,239	7,407	7,582
合 計	19,019	19,532	20,062

また、集積所へ自らごみを排出することが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の世帯に対しては、ごみの戸別収集サービスを平成13年3月から実施している。戸別収集を実施するにあたっては、事前に訪問調査が必要なため、個人情報の取扱いについては細心の注意を払い、実際に収集する職員とリアルタイムで情報を共有して運用している。

廃棄物収集は、安否確認を兼ねて戸別に伺い、1週間以上ごみの排出がなく、自宅の呼び鈴を押しても応答がない場合は、担当技能長が本人や保証人の方に連絡し、安否確認を行うことになっている。このほかにも、広報いたばし、区議会だよりを希望する方に定期的に配達を行っている。

現在、高齢者や障がい者を所管する関連部署との連携は行っていないが、安否確認等で必要が生じた場合は適宜対応していくという。

平成 22～24 年度における高齢者、障がい者世帯に対する戸別収集の推移は、図表 47 のとおりである。

図表 47 高齢者、障がい者世帯に対する戸別収集の推移（単位：世帯）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
板橋東清掃事務所	401	472	491
板橋西清掃事務所	222	246	293
合 計	623	718	784

戸別収集については、平成 14 年度から「商店街等戸別収集モデル事業基本実施要領」に基づき、平成 18 年度までに板橋東清掃事務所は 16 か所、板橋西清掃事務所は 8 か所で実施している。人通りの多い商店街の美観向上、事業者責任の明確化などを目的として、現状の人員、機材の枠組みのなかで行っている。実施地域で指定した域内の集積所を廃止し、当該商店、事業所、住宅すべてを原則として各戸別収集を行っている。

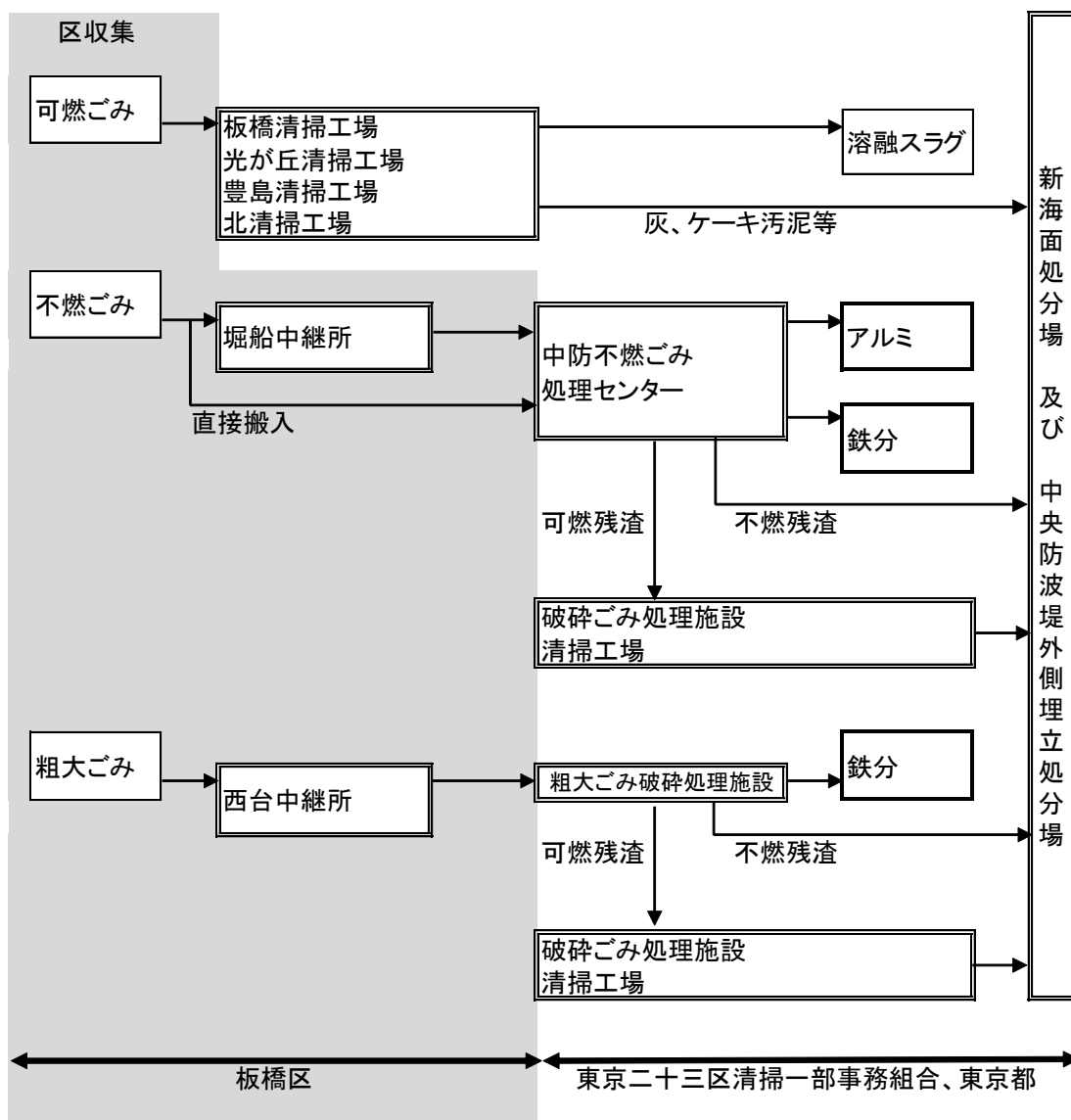
平成 19 年度にサーマルリサイクル(熱回収)⁸ のモデル実施を行う等、収集方法の変更が行われ、地域住民への周知が図られたが、混乱を回避するため対象地域の新規拡大は休止している。

⁸ 廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

粗大ごみは、収集を希望する区民が事前に粗大ごみ受付センターに申込後、品目別の粗大ごみ処理券を購入し、指定場所に排出する。区は、粗大ごみを収集・処理している。

板橋区におけるごみ収集の流れは、図表 48 のとおりである。

図表 48 ごみ収集の流れ



※ 参考「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」（板橋区）

※ 網掛箇所は、区が運搬、中継作業などを行っている表示である。

※ ケーキ汚泥とは、水分を取り除いた汚泥のこと。

事業者が排出する廃棄物は、廃棄物処理法第3条により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。区は、中小企業対策として、家庭から排出される廃棄物収集に支障のない範囲で事業系一般廃棄物及びあわせ産廃⁹を有料で収集している。

近接区では、排出日量の基準を50kg未満から10kg未満に引き下げるなど、見直しを行っている。排出日量の基準を見直すことは、排出自己責任の原則に立ち、自己の創意や工夫によって、ごみの排出抑制や資源化への取組につながる。

「区民・事業者アンケート調査報告書」によると、排出日量50kg未満の基準引き下げの必要性については、「わからない」の回答割合が44.5%を占め、「必要である」と「やむを得ない」の合計は、31.4%であった。

同調査によると、妥当とする日量基準については、「日量40kg未満」と回答した割合が31.2%、「日量10kg未満」が24.1%であった。

また、1週間に区の収集に排出しているごみ量（450袋）の調査も行っており、83.3%の事業者が0～5袋未満と回答している。

区においても、排出日量の基準を引き下げた他区の状況や同調査結果を分析し、日量基準等の見直しを検討されたい。

平成22～24年度における廃棄物の収集量等の推移は、図表49のとおりである。

⁹ 廃棄物処理法第11条第2項により、一般廃棄物を処理する区が必要と認めた場合は、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理することが認められており、これを「あわせ産廃」という。区では、「板橋区一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の取扱要綱」に基づき、事業規模が常時使用従業員数で20人以下、かつ、平均排出日量が50kg未満の事業者を対象としている。対象品目は、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶器くず、金属くず、廃プラスチックの5品目としている。

図表 49 廃棄物の収集量等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
可燃ごみ収集量 (区民 1 人あたりの量)	108,111.3t (201.4 kg)	107,747.5t (201.1 kg)	106,012.8t (197.7 kg)
不燃ごみ収集量 (区民 1 人あたりの量)	4,498.4t (8.4 kg)	4,343.4t (8.1 kg)	4,089.7t (7.6 kg)
歳出決算額	1,205,382,524 円	1,225,900,912 円	1,260,738,160 円

※ 区民 1 人あたりの量 = ごみ収集量 ÷ 各年度 4 月 1 日現在の人口
(外国人住民を含む)

※ 歳出決算額 = 廃棄物収集経費 (車両雇上) + 廃棄物収集経費 (車両更新・維持)

廃棄物の収集と処理施設までの運搬業務は、東西清掃事務所が中心に行っている。収集作業は、原則として収集職員と運転職員が組となって従事している。清掃車両には、区がリース等で所有する直営車両のほか、東京二十三区清掃協議会が契約した運転手付きで配車される雇上車両がある。

平成 24 年度直営車両の稼働台数は延 9,925 台、雇上車両は延 23,188 台 (し尿収集分 104 台を除く。)であった。

他自治体においては、収集車両の側面を利用して、広告の掲載を行い、歳入確保に貢献している。区においても、「いたばし未来創造プラン」では、多様な広告媒体の検討を計画しており、区有財産の有効活用等、更なる収入の確保が求められている。

清掃リサイクル課によると、収集車両には、平成 23 年度に「板橋かたつむり運動」のマグネットシート、平成 24 年度には板橋区オフィシャルロゴ・マークを貼付しており、当面は区政の PR をしていくとしている。

平成 22～24 年度における収集車両台数の推移は、図表 50 のとおりである。

図表 50 収集車両台数の推移

(単位：台)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
直営車両	51	51	50
雇上車両	68	72	76

※ 各年度 4 月 1 日現在

※ 直営車両とは、区が所有又はリースにより保有している車両で、区職員が使用する車両をいう。

※ 雇上車両とは、廃棄物運搬請負契約に基づき配車される車両をいう。

清掃事業に従事する職員については、平成 12 年度に清掃事業の移管にあたり、東京都は清掃事業に従事する職員を各区に派遣しており、6 年間の派遣期間満了後の平成 18 年度に各区への身分切り替えが実施された。

東西清掃事務所の技能系職員数は平成 24 年度 191 名であり、収集作業等の清掃業務に携わっている。

平成 22～24 年度における東西清掃事務所の技能系職員数の推移は、図表 51 のとおりである。

図表 51 東西清掃事務所の技能系職員数の推移 (単位：名)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
板橋東清掃事務所	131	128	122
板橋西清掃事務所	73	70	69
合計	204	198	191

※ 各年度 4 月 1 日現在

※ 板橋東清掃事務所に清掃車両係の職員数を含む。

技能系職員については、平成 20 年度に新規採用を行った以降、採用は行っていない。現在、技能系職員の年齢構成は 40 歳代以上が 8 割を占めている。東西清掃事務所では、緊急時や災害時の対応、委託に馴

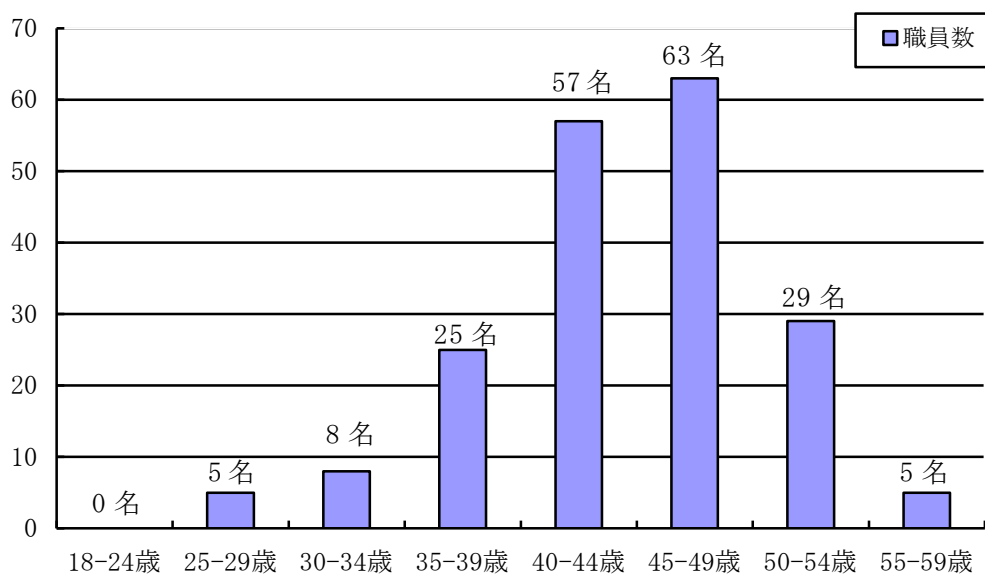
染まない指導業務には正規職員が必要であるとしている。

「いたばし未来創造プラン」では、清掃収集運搬業務の委託分野拡大の検討を進めるとともに、「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえて、効率的・効果的な収集運搬体制を整えていくとしている。

委託については、職員の年齢構成を考慮し、メリットとデメリットを勘案して検討する必要がある。業務の委託化の流れはあるにしても、職員力で対応している分野もある。熟練性を必要とする職員の確保については、計画的に取り組む必要がある。

平成 24 年度における清掃事業に従事する技能系職員の年齢分布は、図表 52 のとおりである。

図表 52 清掃事業に従事する技能系職員の年齢分布



※ 平成 24 年 4 月 1 日現在

※ 清掃リサイクル課配属職員を含む。

収集業務にあたり、区民からの相談・苦情については、東西清掃事務所及び清掃リサイクル課で作成した「ふれあい指導 Q & A」などにより対応している。

清掃リサイクル課では廃棄方法や粗大ごみの品目・金額に関する問い

合わせが大半を占めており、東西清掃事務所では集積所や不法投棄に関する内容が多く寄せられている。

東西清掃事務所内での朝礼、清掃リサイクル課と東西清掃事務所の3課による作業調整会議などで事例の共有化を図っており、相談・苦情マニュアルがないことによる不具合はないという。

しかし、今まで以上に、区民に対して統一的な対応を職員全員に浸透させ、業務品質の向上を図るために、マニュアル作成についても検討されたい。

平成22～24年度における相談・苦情件数の推移は、図表53のとおりである。

図表53 相談・苦情件数の推移 (単位：件)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談・苦情件数		1,616	803	817
内 訳	清掃リサイクル課	327	378	381
	板橋東清掃事務所	317	268	336
	板橋西清掃事務所	972	157	100

※ 平成22年度は、板橋西清掃事務所において事業系ごみの排出指導を強化したことに伴う、相談・苦情件数を含む。

① 可燃ごみ

可燃ごみ等の最終処分については、東京都が設置・管理している中央防波堤外側埋立処分場（その2）及び新海面処分場を併用して埋立てを行っている。新海面処分場が東京港内最後の処分場となるため、できる限り長期間有効利用していくことが重要である。そこで、平成20年度から不燃ごみとして収集し、最終処分場に埋立てを行っていた廃プラスチック等を可燃ごみに分別区分を変更し、サーマルリサイクルを区内全域で開始した。サーマルリサイクル試行実施の結果、不燃ごみの7割が可燃ごみとして排出されることが推定されたため、収集

を週 2 回から変更し、週 3 回実施している。

「区民・事業者アンケート調査報告書」によると、廃プラスチックのリサイクルを進める必要がないと回答した理由として、「リサイクルをせずに燃やして熱エネルギーとして利用すればよいから」との回答割合が 51.5%であった。廃棄物については、まず発生抑制、次いで再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を図るという基本原則の普及啓発が必要である。

② 不燃ごみ

平成 22 年度から不燃ごみの収集頻度を隔週 1 回から月 2 回に変更して収集を行っている。清掃車両の火災事故は、不燃ごみ収集の時に発生している。原因は、家庭用ガスボンベ、スプレー缶、ガスライターによるものである。区では、スプレー缶やガスライターとわかるように表示して排出するよう周知している。

平成 22～24 年度における清掃車両の火災事故件数の推移については、図表 54 のとおりである。

図表 54 清掃車両の火災事故件数の推移 (単位：件)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
火災事故	5	2	1

③ 粗大ごみ

粗大ごみの申告受付業務は、公益財団法人東京都環境公社に特命随意契約により委託している。業務を粗大ごみ受付センターに集中化することにより、事務の効率化が図られ、粗大ごみ排出者へのサービス向上を図ることができるとしている。平成 20 年度からは、パソコンや携帯電話を用いた粗大ごみの収集日の案内や収集状況（粗大ごみお知

らせメール)、居住地域やごみの種類ごとに定めた収集日の案内(ごみの日お知らせメール)などを希望者にメール配信する事業も行っている。粗大ごみお知らせメールの平成24年度利用状況は登録件数16,665件、ごみの日お知らせメールは登録件数915件であった。

平成22～24年度における粗大ごみ申告受付業務委託決算額等の推移は、図表55のとおりである。

図表55 粗大ごみ申告受付業務委託決算額等の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受付件数	192,364件	220,456件	227,993件
収集個数	360,773個	418,179個	439,741個
歳出決算額	40,007,024円	39,346,028円	38,931,483円

粗大ごみの収集は、平成18年度から日曜・祝日収集及び西台中継所(通称「西台粗大ごみセンター」という。)への持込み制度を委託により開始した。その後、平成20年度から収集、運搬及び西台中継所業務の全面委託に伴い、曜日別収集から全日区内全域を対象に収集を行っている。また、65歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯で、身近な人の協力がなく、屋外への運び出しが困難な世帯に対しては、粗大ごみの運び出し収集を行っている。

平成22～24年度における粗大ごみ運び出し収集件数の推移は、図表56のとおりである。

図表56 粗大ごみ運び出し収集件数の推移 (単位：件)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収集件数	577	578	584

粗大ごみの収集・運搬、中継業務は、特命随意契約により東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部に委託している。

仕様書によると、粗大ごみ積替え業務においては、「ヘルメットやフェイスガード等保護具を着用し、自らの安全確保に十分留意して事故のないように行うこと」が明記されている。

しかし、西台中継所の現地監査当日は、作業員がフェイスガードを未着用の状況で作業を行っていた。安全作業の指導は受託者に委ねられている事項ではあるが、安全管理を第一に、業務環境に配慮し、仕様書を遵守するよう、事業者を指導されたい。

平成 22～24 年度における粗大ごみ業務委託決算額等の推移は、図表 57 のとおりである。

図表 57 粗大ごみ業務委託決算額等の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
粗大ごみ収集量 (区民 1 人あたりの量)	3,685.3t (6.9 kg)	3,773.5t (7.0 kg)	3,803.4t (7.1 kg)
歳出決算額	235,500,988 円	240,520,256 円	239,678,938 円

※ 区民 1 人あたりの量 = ごみ収集量 ÷ 各年度 4 月 1 日現在の人口
(外国人住民を含む)

(3) し尿収集

一般家庭から排出されるし尿は、区が無料で収集している。収集業務は、東京都二十三区清掃協議会が契約した作業員付小型吸上車により、月 2 回程度収集し、堀ノ内中継所（杉並区）を経て、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設に搬入していた。

板橋東清掃事務所では、収集業務が契約どおりに履行されているかの確認を書面で行うほか、職員が収集車両を後追いして、正しく収集しているかの確認を行い、不正請求等にも留意しているという。平成 25 年度からは収集業務に関する契約は各区での締結となり、搬入先も堀ノ内中継所の廃止に伴い、品川清掃作業所（東京二十三区清掃一部事務組合）

に変更となった。

区は、平成 12 年 4 月 1 日付で「板橋区が収集するし尿に関する協定書」を文京区、豊島区、北区、練馬区¹⁰ と締結し、板橋区が家庭系し尿収集を行っている。なお、文京区については収集対象戸がなくなったため、平成 25 年 3 月 31 日付で協定解除を行った。

平成 22～24 年度におけるし尿収集対象戸数等の推移については、図表 58 のとおりである。

図表 58 し尿収集対象戸数等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
対象戸数		85 戸	82 戸	74 戸
内 訳	板橋区	61 戸	59 戸	54 戸
	文京区	-	-	-
	豊島区	4 戸	4 戸	3 戸
	北区	20 戸	19 戸	17 戸
収集量		104 kl	92 kl	80 kl
延べ収集台数		104 台	105 台	104 台
歳出決算額		8,188,135 円	8,338,694 円	8,254,127 円

(4) 動物死体収集

区は、区民等の届出により犬や猫等の動物死体（1 頭 25 kg 未満）を収集し、委託により火葬を行っている。家庭で飼育されていた動物については、1 頭につき 2,600 円の手数料を徴収している。土地、建物の敷地内で動物が死んでいた場合には、その土地、建物の占有者等から手数料を徴収していたが、平成 21 年度から免除対象（ただし、飼い主を除く。）となった。

¹⁰ 平成 17 年 3 月 31 日付で協定を解除した。

道路上に動物死体が放置されていた場合は、各道路管理者が処理することになっているが、都道については東西清掃事務所が収集し、その費用を清掃リサイクル課が東京都に請求している。

平成 22 年度までは、区道の動物死体は土木部工事課（土木事務所）、区立公園は土木部みどりと公園課（公園事務所）が所管していた。平成 23 年度からは、区民の利便性向上のために窓口を東西清掃事務所に一元化している。

東西清掃事務所で収集した動物死体は、20 kg 未満は 1 頭につき 2,520 円、20 kg 以上 25 kg 未満は 1 頭につき 3,255 円で事業者には火葬等の処理を委託している。また、日曜日及び年末年始については、事業者には動物死体の回収、焼却及び埋葬を 1 頭につき 32,340 円で委託している。

平成 22～24 年度における動物死体処理に関する決算額等の推移は図表 59 のとおりである。

図表 59 動物死体処理に関する決算額等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳入決算額		1,263,310 円	1,258,150 円	1,156,160 円
内 訳	清掃リサイクル課	189,510 円	207,750 円	155,160 円
	板橋東清掃事務所	702,000 円	712,400 円	611,000 円
	板橋西清掃事務所	371,800 円	338,000 円	390,000 円
歳出決算額		2,407,755 円	3,600,030 円	3,445,470 円
内 訳	板橋東清掃事務所	1,586,550 円	2,319,870 円	2,206,680 円
	板橋西清掃事務所	821,205 円	1,280,160 円	1,238,790 円
処理頭数		954 頭	1,377 頭	1,296 頭
内 訳	板橋東清掃事務所	629 頭	869 頭	805 頭
	板橋西清掃事務所	325 頭	508 頭	491 頭

※ 歳入には、動物死体収集保管受託収入（東京都）、動物死体処理手数料（飼い主）を計上している。

II 検討・改善を求める事項

着眼点1 事業は計画的・効果的に行われているか。

1 要綱文等の見直し

清掃・リサイクル事業に関する要綱文等は、事務処理の見直しや事務改善とあわせて改廃を行う必要がある。所管課は、今まで以上に関係部署と意見交換等を通じて連携を図り、円滑に事務処理を進めるために、要綱文等の見直しを行われたい。(P 7) <清掃リサイクル課>

2 「板橋かたつむり運動」の周知

「板橋かたつむり運動」の認知度が低かった要因を分析し、区民の認知目標を設定するなど、3Rの実践が区民生活に浸透するよう、効果的な周知方法を検討されたい。(P 11) <清掃リサイクル課>

3 小学校出前講座の計画的な実施

小学校出前講座は学校の授業として取り上げられることで、更に詳しく廃棄物の処理に関することを、児童が学ぶことができる貴重な機会である。教育委員会事務局と連携し、多くの小学校が出前講座を利用できるよう工夫されたい。(P 14) <清掃リサイクル課、板橋東・西清掃事務所>

4 男性が受講しやすいリサイクルワークショップの実施

リサイクルワークショップは、女性参加者のリピーターに支持されている事業である。包丁研ぎの講座や簡易な修理方法を取り上げた講座など、男性も受講しやすい企画を検討されたい。(P 26) <環境課>

5 リサイクルプラザの認知度向上

区民にリサイクルプラザを知ってもらい、区のリサイクル推進を担う拠点施設として認知度を高めるように、今まで以上に広報活動を工夫されたい。(P 48) <清掃リサイクル課>

6 模範集積所の増加に向けての取組

集積所におけるごみの出し方ルールや集積所の維持管理が適正な集積所を模範集積所として認定し、良い取組に対しては表彰するなど、優良な集積所を増やす取組を検討されたい。(P 52)

＜清掃リサイクル課、板橋東・西清掃事務所＞

着眼点2 経費は経済的・効率的に使われているか。

1 いたばしエコ・ショップ制度の定着

生産や流通段階における環境への配慮を促すためにも、いたばしエコ・ショップ制度が区民生活に定着することは重要である。所管課は、事業者が認定店舗になることのメリットを明らかにし、区民の利用を促す取組について検討されたい。(P 18)

＜清掃リサイクル課＞

2 生ごみリサイクルの推進

(1) 地域の実情に即した事業展開

地域コンポストの設置にあたっては、一部のリサイクル推進員の協力に頼るだけでなく、地域住民の協力を得て継続することが可能な、地域の実情に即した事業を展開できるよう、工夫されたい。(P 34)

＜清掃リサイクル課＞

(2) たい肥づくり講習会の効果的な実施

開催時期や対象者を見直して、夏休みの時期に親子を対象とする講習会の開催や区民農園利用者を対象とするなど、他部署と連携した事業などを検討されたい。(P 35)

＜清掃リサイクル課＞

Ⅲ 総括意見

以上、清掃・リサイクル事業について指摘し、検討・改善を求めてきたが、最後に総括的な意見を述べる。

第一に、ごみ減量及びリサイクルの推進に関する普及啓発の更なる充実を図ることが重要である。

ごみ減量化を進めるためには、より一層リサイクルの啓発に力を入れ、循環型社会の構築を目指していくことが重要である。

清掃リサイクル課及び清掃事務所では、出前講座などの各種啓発事業を通じて、ごみ減量及びリサイクルの推進に関する普及啓発に積極的に取り組んでいる。

一般廃棄物処理基本計画に示された数値目標を着実に達成するために、集団回収の拡充、生ごみの減量、プラスチック製容器の分別収集を更に進める必要があり、区民・事業者に対する、効果的な普及啓発が求められる。

区が目指している循環型社会を実現するためには、区民や事業者の協力は不可欠である。リサイクルの推進、廃棄物の適正処理は、行政だけでなく、排出者、製造者もそれぞれの役割を果たすことが求められている。一人ひとりが循環型社会づくりに重要な役割を担っていることを改めて啓発されたい。

また、区は小型家電リサイクル法に基づき、携帯電話などの使用済小型電子機器等の拠点回収事業の準備を進めている。新たなリサイクル事業が円滑・効果的に実施されることを期待している。

第二に、戦略的な広報活動を推進することが重要である。

区では、「板橋かたつむり運動」を全ての普及啓発活動を包括するものとして位置付け、「かたつむりのおやくそく」を標語とし、PRを行っているが、区民の認知度は低い。また、区の清掃・リサイクル施策に対する

認知度も全体的に低い結果であった。

「かたつむりのおやくそく」は、参加意識を喚起するメッセージを含んだ標語であり、区の清掃・リサイクル施策を推進するための統一ロゴである。子どもたちから親しみ、生活の中に浸透させるためには、繰り返し正しく伝えることが大切である。清掃・リサイクル施策について明確な目標を掲げ、限りある資源を効果的・効率的に活用し、具体的な方策を持った広報を展開する必要がある。

対象者を明確にし、幼少期から高齢期などの年代にあわせた内容で、様々な媒体を活用しながら、効果的な広報を展開し、時期的なキャンペーンを組み合わせるなど、関連部署と連携した広報戦略を検討されたい。

第三に、清掃事業の移管により、区民サービスはどのように変わったのかを総括し、一層のサービス向上を目指すことが必要である。

平成12年4月に清掃事業が東京都から区に移管され、区が身近な行政サービスとして清掃事業を展開することが期待された。移管後13年を経て、サーマルリサイクルの実施、リサイクル諸法の整備などにより、収集品目や収集方法の変更を行い、各区の特色が事業にも表れてきている。

区が清掃事業を行うことにより、きめ細かなサービスが可能となり、戸別回収の際には安否確認なども行っている。

今後は、清掃・リサイクル事業の成果を検証・評価し、改善策を検討することにより、更なる区民サービス向上に取り組まされたい。

以上の視点を踏まえ、区は、区民や事業者と協力し、廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正処理の推進により、生活環境の保全を図り、循環型社会の構築に一步でも近づくことを期待するものである。

平成25年度 第1回 行政監査結果報告書

「清掃・リサイクル事業について」

(平成25年12月発行)

刊行物番号

25-102

発行 板橋区監査委員事務局

住所 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています